

第2期石岡市子ども・子育て支援プラン (案)

目次

第1章 子ども・子育て支援プランの策定	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画策定の目的・定義	1
3 子ども・子育て会議における検討	1
4 他計画との調和	2
5 計画の期間	3
第2章 子育てをめぐる動向	4
1 合計特殊出生率の低下	4
2 未婚・晩婚化	5
3 若い世代などの所得の伸び悩み	6
4 就労形態などによる家族形成状況の違い	7
5 母親の就労継続の増加	10
6 子育て世代の男性の労働時間と子育て・家事に費やす時間	11
7 ひとり親家庭における経済的困窮の状況	13
第3章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	14
1 人口動態と子どもの世帯	14
(1) 総人口と年少人口の推移	14
(2) 総人口の推計	15
(3) 世帯数および1世帯あたり人員の推移	15
(4) 6歳未満親族のいる一般世帯の推移	16
(5) 母子世帯の推移	17
(6) 父子世帯の推移	17
2 少子化の動向	18
(1) 合計特殊出生率の推移	18
(2) 出生数、出生率（人口千対）の推移	18
(3) 出生率（人口千対）の推移の比較	19
(4) 未婚率の推移と比較（男性）	20
(5) 未婚率の推移と比較（女性）	21
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）	22
(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）	23
(8) 母親の年齢階級別出生数の推移	24
(9) 婚姻数、婚姻率（人口千対）の推移	25
(10) 離婚数、離婚率（人口千対）の推移	25
3 保育・教育環境の現状	26
(1) 保育所の状況	26
(2) 幼稚園および認定こども園の状況	26
(3) 小規模保育施設の状況	27
(4) 小学校・中学校の状況	27

4	各種子育て支援事業の現状	28
	（1）保育・教育事業	28
	（2）母子保健事業	30
	（3）各種手当等	31
5	アンケート調査にみる子育ての状況	33
	（1）地域における子どもの保育力	33
	（2）保護者の就労状況	34
	（3）教育・保育サービスの利用	35
	（4）子育て関連サービスの利用	36
	（5）小学校就学後の放課後の過ごし方	37
	（6）経済的な理由で、我慢したり、できなかったこと	38
	（7）自由意見	39
6	本市における課題	40
	課題1 母親や祖父母への負担軽減	40
	課題2 石岡の特性を活かした柔軟なサービスの提供	41
	課題3 就学後の子ども施策の充実	42
	課題4 情報発信の充実	42
第4章	計画の基本的な考え方	43
1	基本理念	43
2	基本的視点	44
	その1 子ども・保護者や、子育てを支える人の視点	44
	その2 地域の「個性」を活かしたサービスのより一層の充実	44
	その3 就学後の支援の充実	44
	その4 経済的支援の充実	44
	その5 仕組みを整え、市民に分かりやすく伝える	44
3	基本目標	45
	基本目標1 子どもの生きる力づくりを支援します。	45
	基本目標2 子育て家庭を支援します。	45
	基本目標3 さまざまな事情を抱えた子ども・家庭を支援します	46
	基本目標4 地域の子育て環境整備を行います	46
	【子育て支援体制構築のための取組み】	46
4	施策の体系	47
第5章	子ども・子育て支援施策の展開	48
	基本目標1 子どもの生きる力づくりを支援します。	48
	（1）母子保健事業・小児医療や子どもの健康増進の充実	48
	（2）妊娠・出産期に対する支援	51
	（3）教育・保育サービスの充実	51
	（4）子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実	54
	（5）自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供	56
	（6）人材確保事業と質の向上	57

基本目標2 子育て家庭を支援します。	58
(1) 育児負担や不安の軽減	58
(2) 家庭（祖父母等の親族含む）の養育力・教育力向上と育児参加の促進	58
(3) 学校教育環境の充実	60
(4) 子どもの健全な育成のための支援	62
(5) 地域の教育力向上のための支援	64
基本目標3 さまざまな事情を抱えた子ども・家庭を支援します。	65
(1) ひとり親家庭の支援	65
(2) 障がい児のいる家庭の支援	66
(3) 児童虐待に対する防止対策の充実	70
基本目標4 地域の子育て環境整備を行います。	71
(1) 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備	71
(2) 子どもが安心して過ごせる環境の整備	72
(3) 多様な働き方を選択できる環境	73
子育て支援体制構築のための取組み	75
(1) 子育て情報の発信に努めます	75
(2) 子育てしやすいまちづくりに向けて全市的に取り組みます	75
第6章 子ども・子育て支援のための事業	77
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計	77
(1) 量の見込みの基本的な考え方	77
(2) 市の将来人口の推計について	77
2 教育・保育の提供区域	77
(1) 国の区域設定の考え方	77
(2) 本市の区域設定の考え方	77
3 施設型給付事業および地域型保育給付事業	78
4 地域子ども・子育て支援事業	80
(1) 利用者支援事業	80
(2) 地域子育て支援拠点事業	80
(3) 妊婦に関する健康診査	81
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	81
(5) 養育支援訪問事業等	82
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	82
(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	83
(8) 一時預かり事業	83
(9) 延長保育事業	84
(10) 病後児保育事業	85
(11) 新・放課後子どもプラン	85
第7章 計画の推進	88
1 計画の推進体制	88
(1) 庁内推進体制	88

(2) 子ども・子育て会議.....	88
(3) 地域の組織と連携.....	88
(4) 市民、企業に対する普及、啓発.....	88
2 計画推進にあたっての役割.....	89
(1) 家庭の役割.....	89
(2) 地域の役割.....	89
(3) 保育所や学校などの役割.....	89
(4) 企業の役割.....	89
(5) 行政の役割.....	89
3 計画の進行管理.....	90
資料編.....	91

第 1 章 子ども・子育て支援プランの策定

1 計画策定の主旨

本市では、子どもを安心して生み育てることができる社会の構築を重要施策の一つとして位置づけ、子育て支援や、働きながら子育てをしている方への生活支援、また、子どもたちの健全育成のために、様々なメニュー、体制下の中で子育て支援事業を展開してきました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す、子ども・子育て支援の意義に基づき、住民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができるやさしいまちづくりを目指した、「第 2 期石岡市子ども・子育て支援プラン」を策定するものです。

2 計画策定の目的・定義

本プランは「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。市は法の基本方針に則して、5 年を 1 期とする教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めています。

本計画に沿って、本市の特性に応じた子育て環境の整備を図ることにより、乳幼児・児童の教育・保育体制を強化するとともに、地域全体のネットワークを強化することにより子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを目指します。

計画の記載事項は、国の指針に準じた項目とします。これらの事業については、「石岡市子ども・子育て支援プラン（平成 27 年度～令和元年度）」との整合性に留意し、事業の継続性にも努めます。

3 子ども・子育て会議における検討

第 2 期石岡市子ども・子育て支援プランは、「石岡市子ども・子育て支援プラン（平成 27 年度～令和元年度）」と同様、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき設置した「子ども・子育て会議」における議論を経て策定されました。

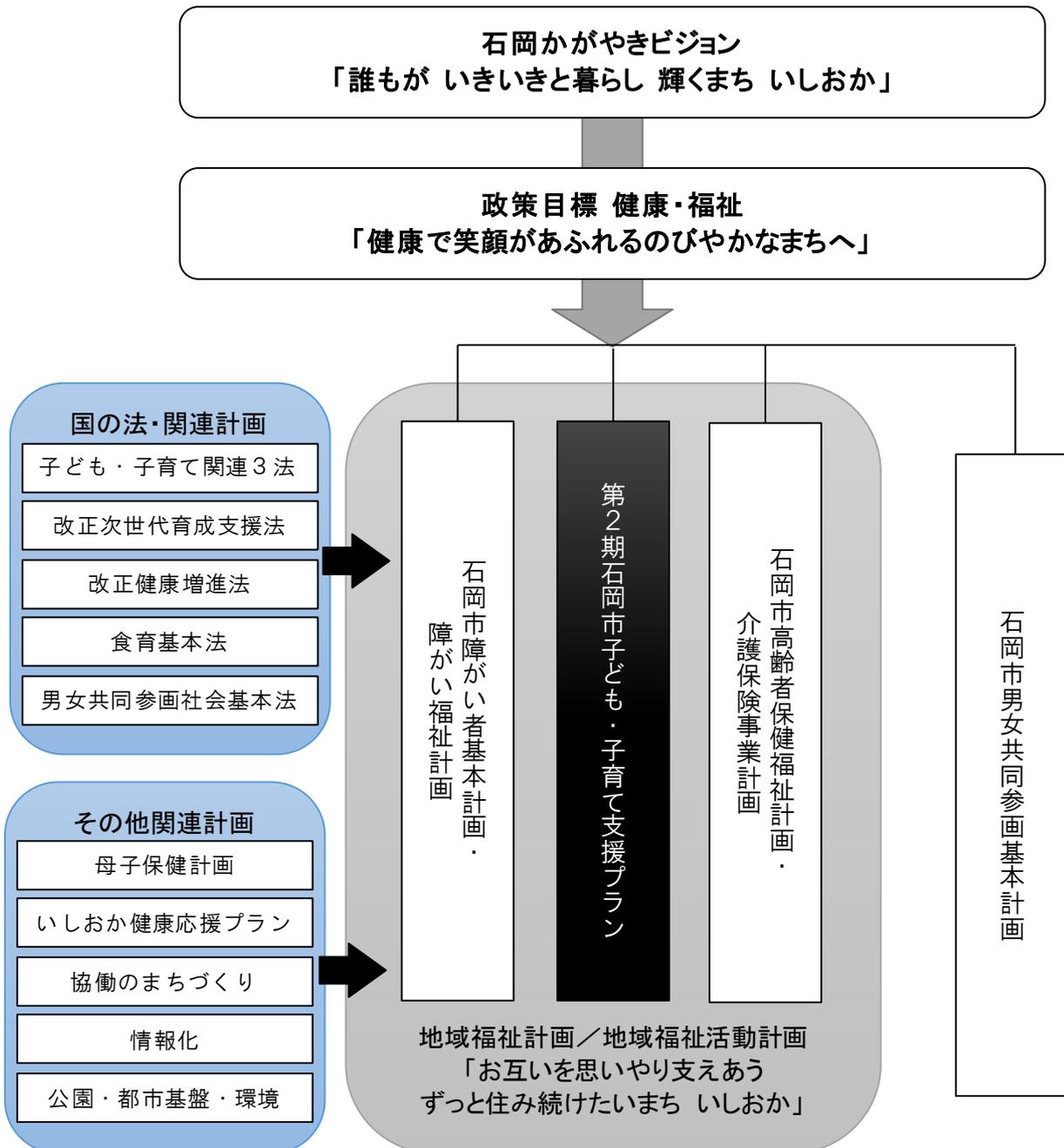
子ども・子育て会議には、次のような役割があります。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育や事業内保育等）の利用定員の設定に関すること。
- ③ 子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。
- ④ 市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

4 他計画との調和

第2期石岡市子ども・子育て支援プランは、国の法・関連計画と調和を保つとともに、石岡市の全体的な計画である「石岡かがやきビジョン」に基づく個別計画として、子ども・子育て支援に関する事項を定める市の関連計画等との整合性をとるものとなります。

図表 他計画等との関連性



5 計画の期間

「第2期石岡市子ども・子育て支援プラン」の計画期間は、2020（令和2）年度を初年度とし、2024（令和6）年度までの5年間を計画期間とします。

次期計画については、法律、国の指針等は未定ですが、計画期間の後半において、計画の見直しを行い、計画の継続性や児童福祉の向上を図ります。

図表 計画の期間

平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度以降
石岡市子ども・子育て 支援プラン			第2期石岡市子ども・子育て支援プラン					次期計画
	見直し					見直し		

第 2 章 子育てをめぐる動向

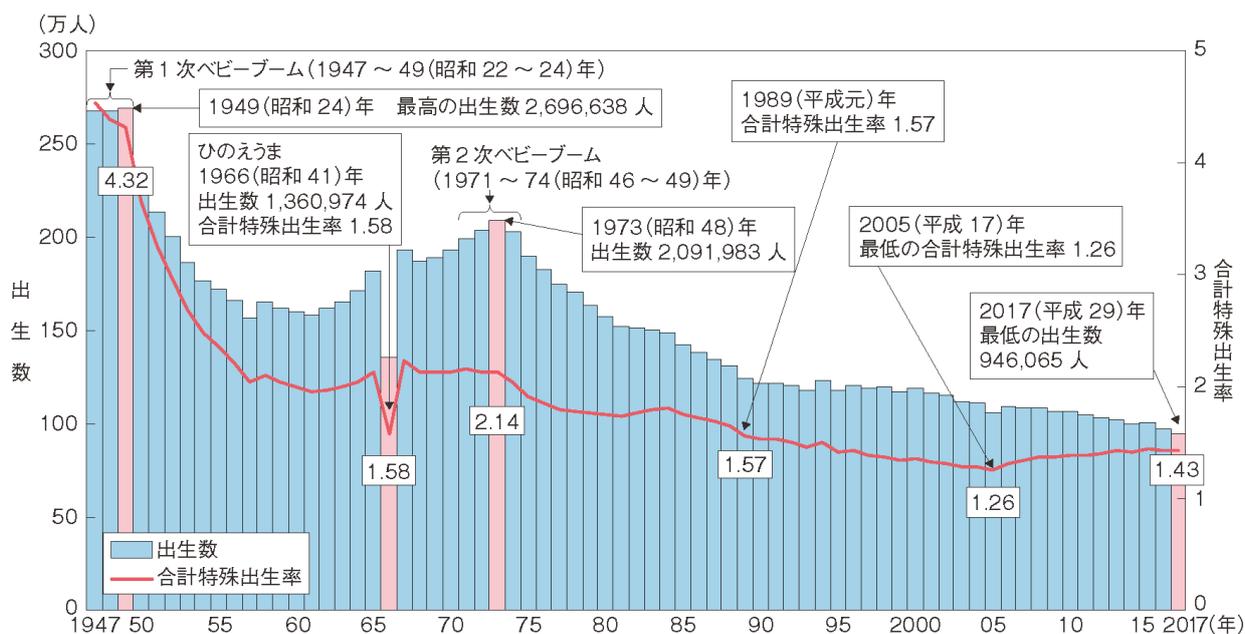
わが国は、少子化・高齢化が進み、経済・地域社会などに与える大きな影響が表れつつあります。このうち少子化については、次のような要因が指摘されています。

1 合計特殊出生率の低下

一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が長期にわたり低い水準が続いています。全国的には 1975 年に 2.0 を下回り、1989（平成元）年には 1.57 を記録しました。この「1.57 ショック」は当時のエンゼルプラン策定の契機となりました。さらに、2005（平成 17）年には過去最低である 1.26 まで落ち込んでいます。

最近は、微増傾向となり、2017（平成 29）年は 1.43 まで回復していますが、依然として低い水準にとどまっています。

図表 出生数および合計特殊出生率の推移



注：原データは厚生労働省「人口動態統計」に基づく。

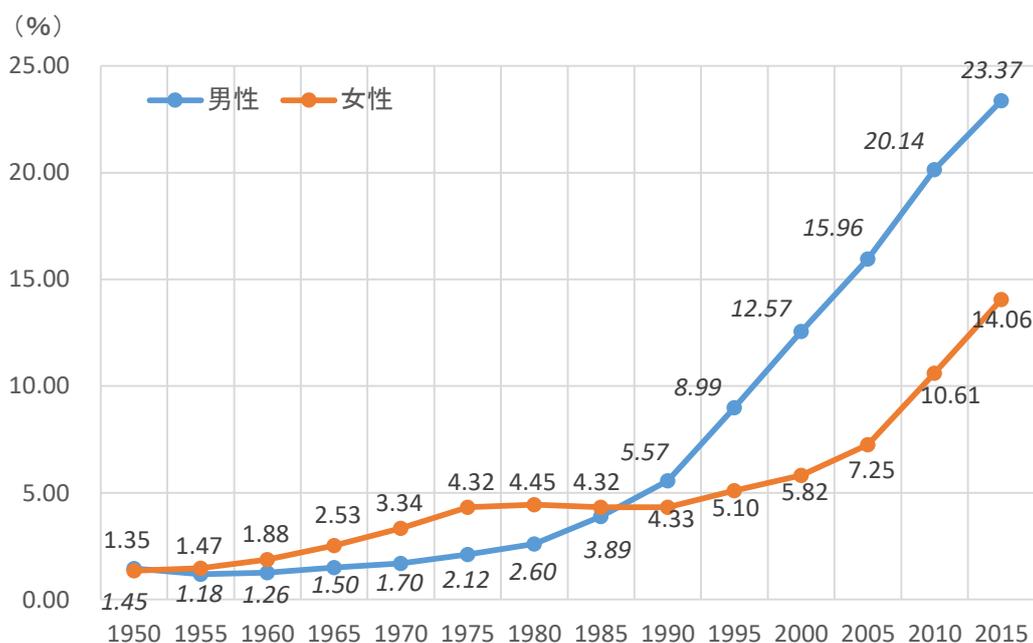
出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

2 未婚・晩婚化

2015（平成 27）年の国勢調査により全国的にみると、25～39 歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇しています。男性では、25～29 歳で 72.7%、30～34 歳で 47.1%、35～39 歳で 35.0%、女性では、25～29 歳で 61.3%、30～34 歳で 34.6%、35～39 歳で 23.9%となっています。

また、生涯未婚率を 30 年前と比較すると、男性は 3.89%から 23.37%、女性は 4.32%から 14.06%へと大きく上昇しています。

図表 生涯未婚率の推移



注：生涯未婚率は、45～49 歳と 50～54 歳未婚率の平均値であり、50 歳時の未婚率

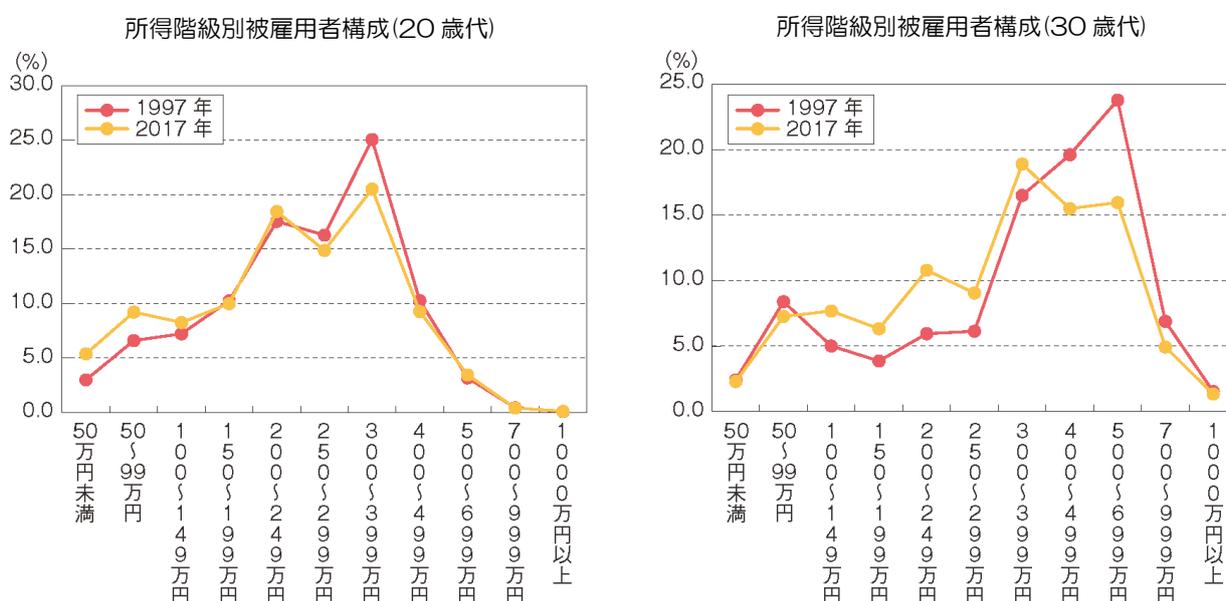
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」より作成

3 若い世代などの所得の伸び悩み

20歳代、30歳代といった子育て世代の所得分布をみると、20代では、1997（平成9）年、2017（平成29）年、ともに年収300万円台の被雇用者の割合が最も高くなっていますが、その数値は約5%低くなっています。また、2017（平成29）年において、100万円未満の被雇用者の割合が高くなっています。

30歳代では、1997（平成9）年には年収が500～699万円の被雇用者の割合が最も高かったのですが、2017（平成29）年には300万円台の被雇用者の割合が最も高くなっています。なお、2017（平成29）年では、100～300万円未満の被雇用者の割合が高くなっているのも特徴です。

図表 子育て世代の所得分布



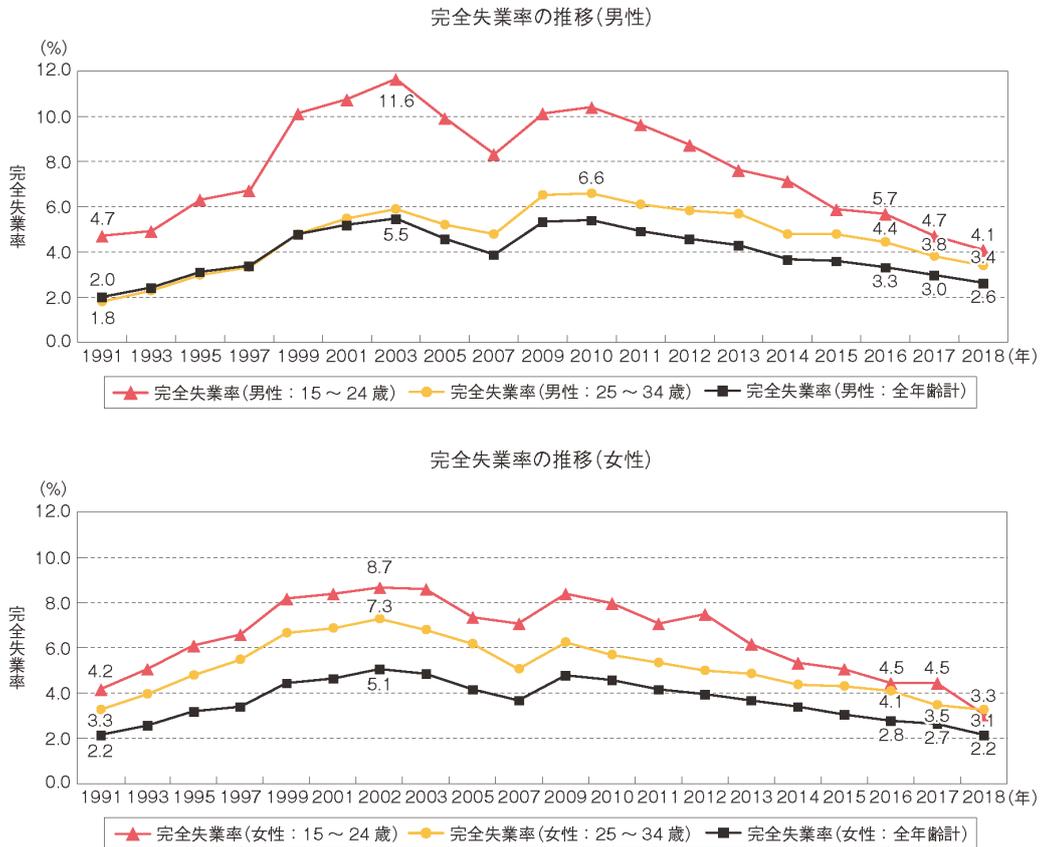
注：原データは総務省「就業構造基本調査」に基づく。所得が不詳の者は除いて算出している。

出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

4 就労形態などによる家族形成状況の違い

近年の若年者の雇用をめぐる環境をみると、完全失業率は性別に関係なく、全年齢を上回る水準で推移しています。ただし、全年齢と若年者の差は小さくなる傾向にあります。

図表 若年者の完全失業率

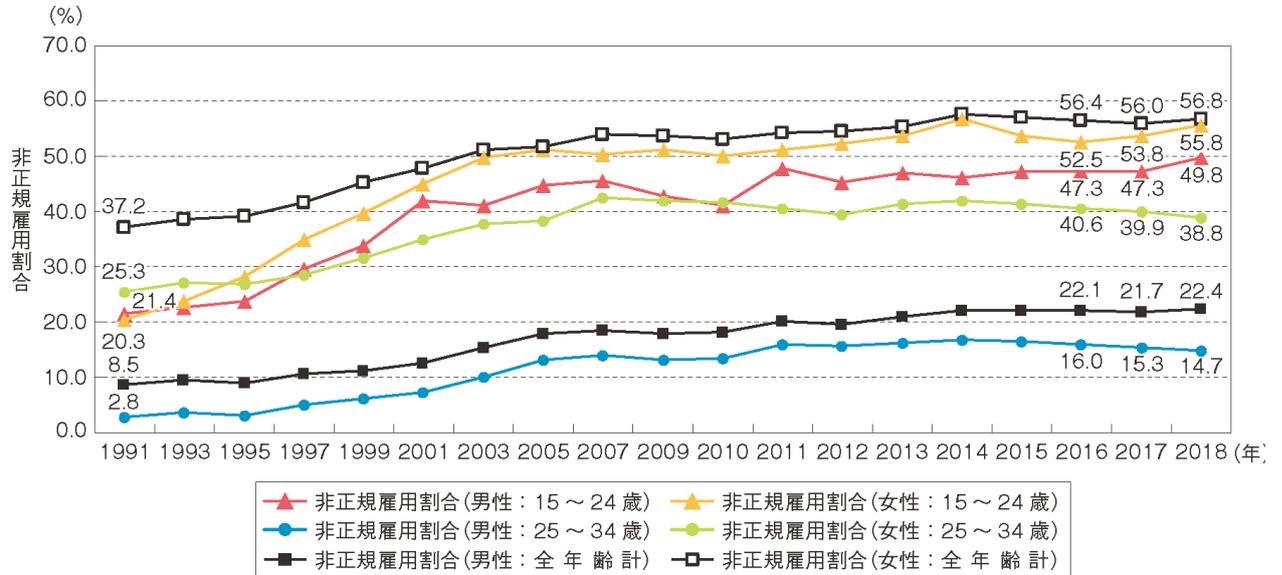


注：原データは総務省「労働力調査（基本集計）」に基づく。労働力調査では、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011（平成23）年の数値は補完的に推計した値（2005（平成17）年国勢調査基準）である。

出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

若年者の非正規雇用割合は、2018（平成 30）年時点で、全年齢で男性が 22.4%、女性が 56.8%となっています。25～34 歳をみると、男性が 14.7%、女性は 38.8%となっています。若年者の非正規雇用割合は、ここ数年はほぼ横ばいか、若干の減少傾向にあります。

図表 若年者の非正規雇用割合

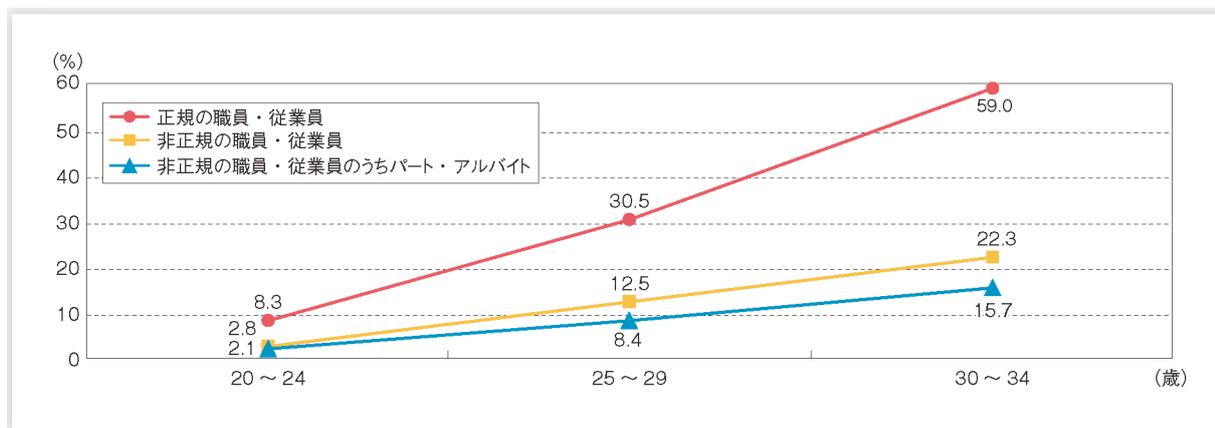


注：原データは総務省「労働力調査特別調査」，「労働力調査（詳細集計）」に基づく。非正規雇用割合については、2001（平成 13）年までは「労働力調査特別調査」（2 月調査），2002（平成 14）年以降は「労働力調査（詳細集計）」（1～3 月平均）による。調査月（2001（平成 13）年までは各年 2 月，2002（平成 14）年以降は 1～3 月平均の値）が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。労働力調査では、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011（平成 23）年の数値は補完的に推計した値（2005（平成 17）年国勢調査基準）である。

出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

また、非正規雇用者の有配偶率は低く、30～34歳の男性においては、正社員の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより、家庭を持つ割合が大きく異なっていることがうかがえます。

図表 男性の従業上の地位，雇用形態別有配偶率



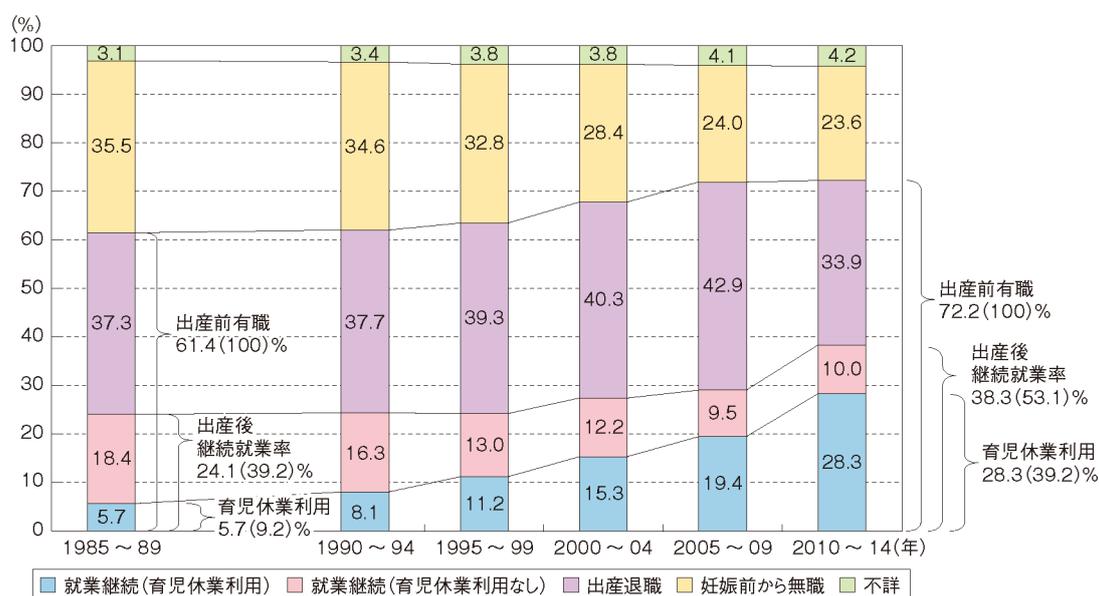
注：原データは総務省「平成 29 年就業基本構造調査」に基づく。数値は、未婚でない者の割合。
出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

5 母親の就労継続の増加

女性の出産前後の就業をめぐる状況をみると、第1子を出産した既婚女性で、第1子出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、これまで4割前後で推移してきましたが、2010（平成22）年から2014（平成26）年に第1子を出産した既婚女性では、53.1%へと大幅に上昇しました。

また、第1子を出産した既婚女性で、第1子出産前に就業していた女性のうち、育児休業を利用して就業を継続した女性の割合も上昇してきており、2010（平成22）年から2014（平成26）年に第1子を出産した既婚女性では、39.2%となっています。

図表 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



注：原データは、「国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015(平成27)年）」に基づく。対象は第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦の妻（年齢50歳未満）。図中の（ ）内の数値は出産前に就業していた妻に対する割合。

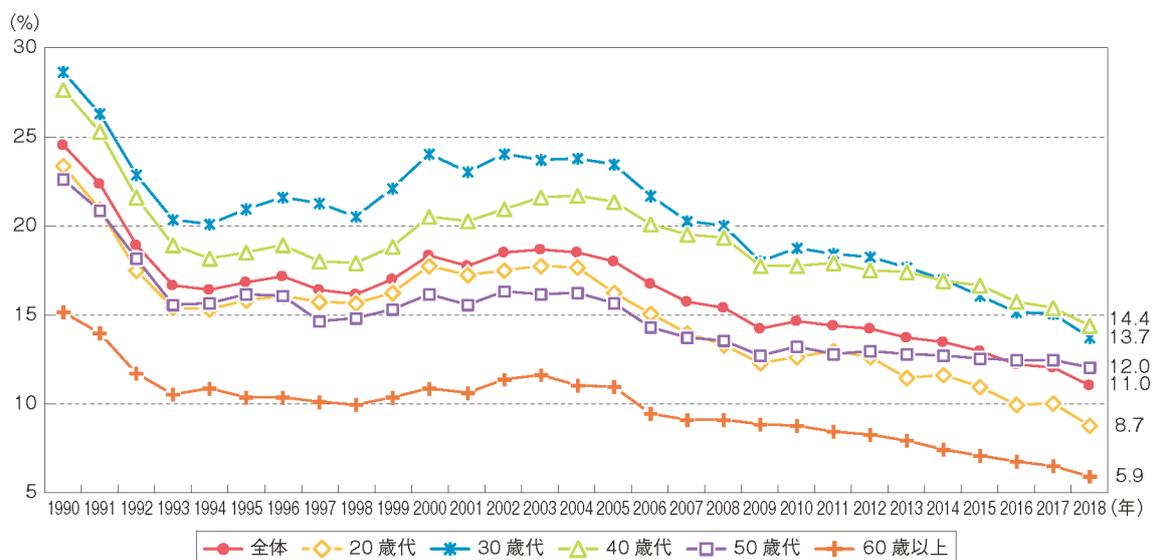
出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

6 子育て世代の男性の労働時間と子育て・家事に費やす時間

週 60 時間以上の長時間労働をしている男性は、どの年齢層においても、2005（平成 17）年以降おおむね減少傾向にあります。しかしながら、子育て期にある 30 歳代、40 歳代の男性については、2018（平成 30）年で、それぞれ 13.7%、14.4% が週 60 時間以上就業しており、ほかの年齢層に比べ高い水準となっています。

さらに、男性が子育てや家事に費やす時間をみると、2016（平成 28）年における我が国の 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日当たり 83 分となっており、先進国中最低の水準となっております。

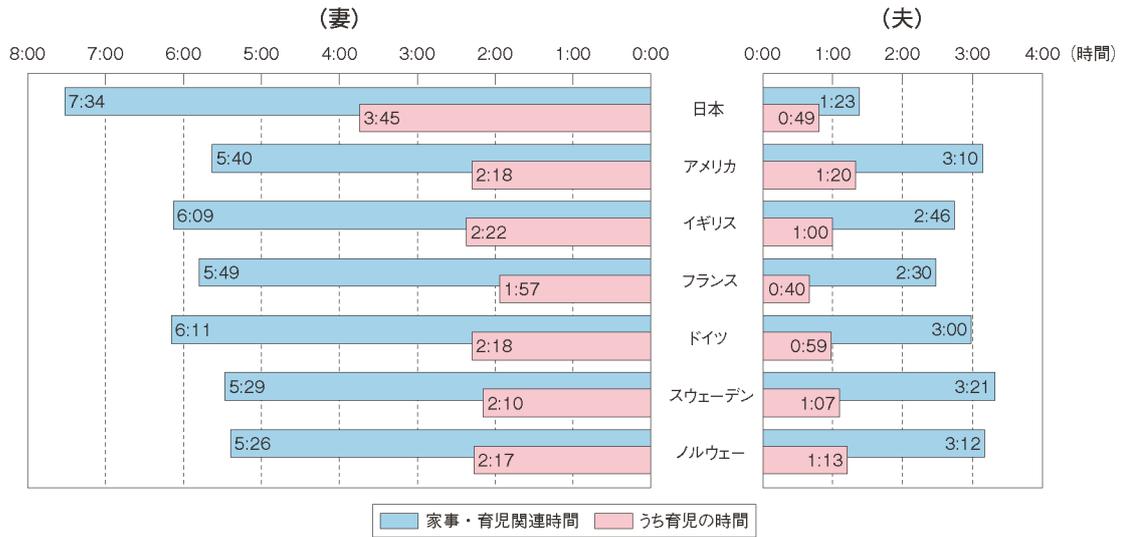
図表 年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合の推移



注：原データは総務省「労働力調査」に基づく。数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。なお、2011（平成 23）年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果。

出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

図表 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間
 (1日当たり・国際比較・2016(平成28)年)



注：内閣府資料に基づく。日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

出典：令和元年度「少子化社会対策白書」

7 ひとり親家庭における経済的困窮の状況

全国的に、児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の世帯の割合は上昇傾向にあり、そのひとり親家庭の平均所得は、他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。家庭の経済状況等によって、子どもの将来の選択肢が狭まることのないように、教育、生活面、親の就労など、さまざまな支援が求められています。

図表 ひとり親家庭の現状

(1) 児童のいる世帯の1世帯当たりの平均所得（平成28年）
（万円）

夫婦と未婚の子のみの世帯	746.3
ひとり親と未婚の子のみの世帯	317.3

出典：令和元年度「子供・若者白書」

注：原データは厚生労働省「国民生活基礎調査」より

(2) ひとり親家庭の子どもの進学率

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	96.3%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

出典：令和元年度「子供・若者白書」

注：

1. ひとり親：「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年度）をもとに算出。「高校等」とは、高等学校、高等専門学校を、「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校、各種学校をいう。
2. 全世帯：「学校基本統計」（平成29年度）をもとに算出。「高校等」とは、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を、「大学等」とは、大学、短期大学、高等学校・特別支援学校高等部の専攻科、専修学校（高等課程を除く）、各種学校をいう。

第 3 章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

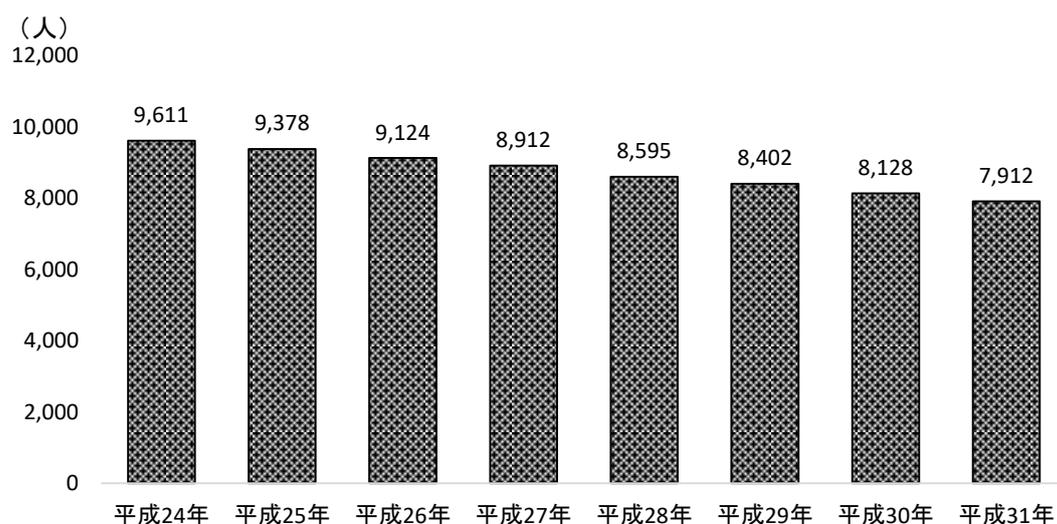
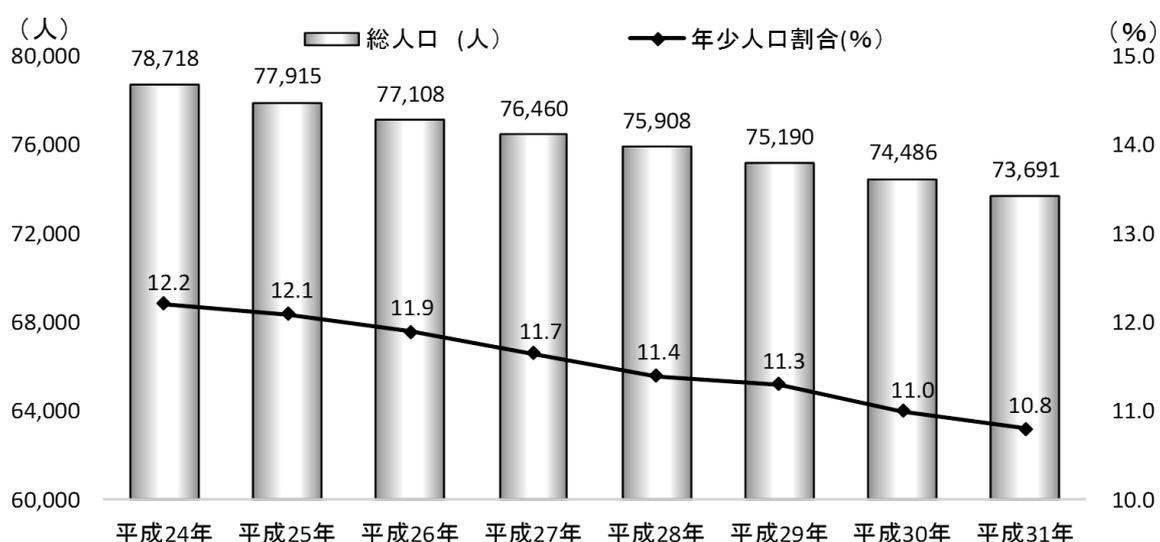
1 人口動態と子どもの世帯

(1) 総人口と年少人口の推移

石岡市の人口は、減少傾向にあり、2019（平成 31）年 1 月 1 日現在 73,691 人となっています。

年少人口（15 歳未満）も同様に減少傾向にあり、2019（平成 31）年 1 月 1 日現在 7,912 人となっています。年少人口割合は 10.8%と、2012（平成 24）年から比べると 1.4 ポイント低下しています。

図表 総人口（上図）と年少人口（下図）の推移

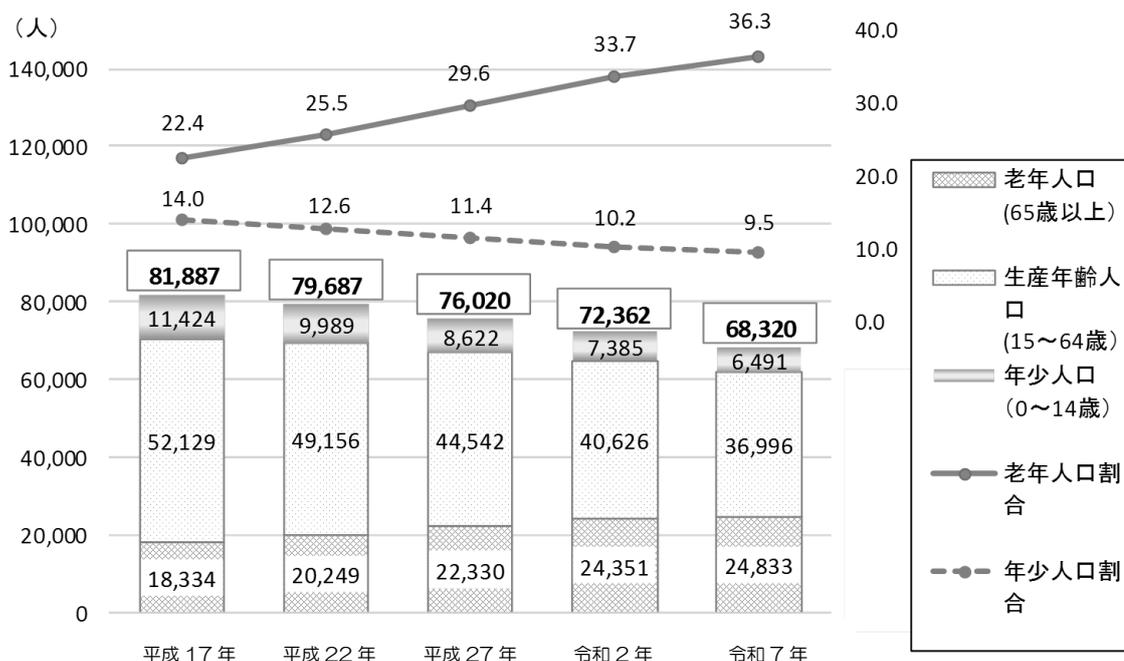


出典：茨城県常住人口調査（各年 1 月 1 日現在）

(2) 総人口の推計

石岡市の推計人口は、2025（令和 7）年で 68,320 人と推測され、2005（平成 17）年から 13,567 人減少する見込みとなっています。また、2025（令和 7）年の年少人口割合は 9.5%で、2005（平成 17）年から 4.5 ポイント低下する見込みとなっています。一方、老年人口は年々増加し 36.3%になると推計されています。

図表 総人口の将来推計（人・%）

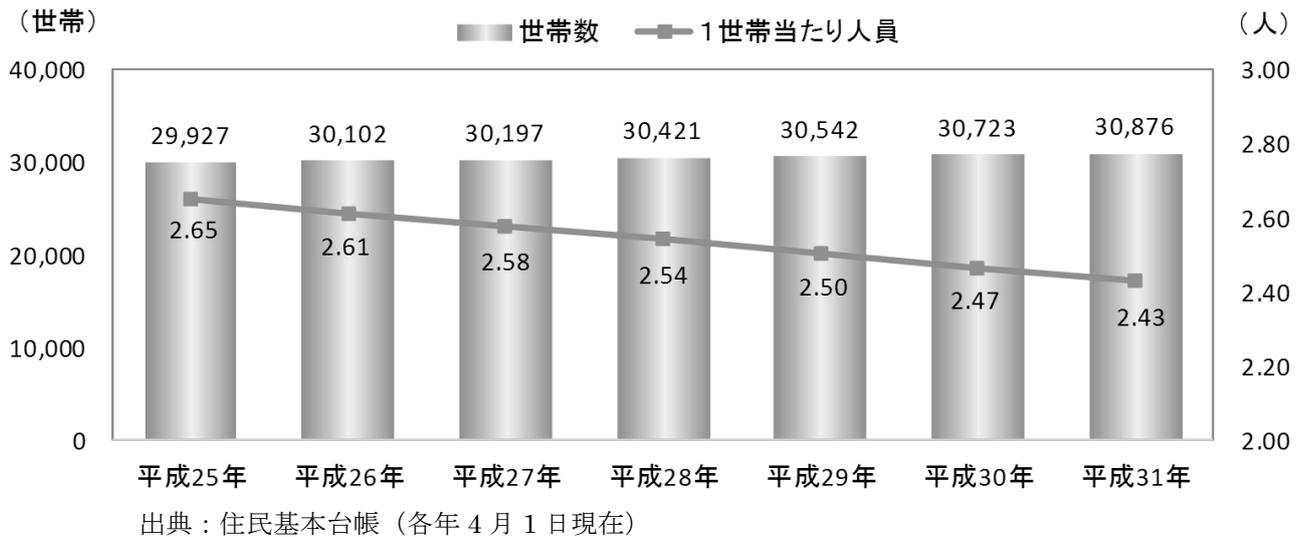


出典：平成 17, 22, 27 年は国勢調査の実績値を基に算出，令和 2 年，令和 7 年は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年 3 月推計）より

(3) 世帯数および 1 世帯あたり人員の推移

世帯数は、2013（平成 25）年から増加傾向で推移し、2019（平成 31）年 4 月 1 日現在、30,876 世帯で 2013（平成 25）年から 949 世帯の増加となっています。一方、1 世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、2019（平成 31）年 4 月 1 日現在の 1 世帯あたり人員は 2.43 人で核家族化が進行していることがうかがえます。

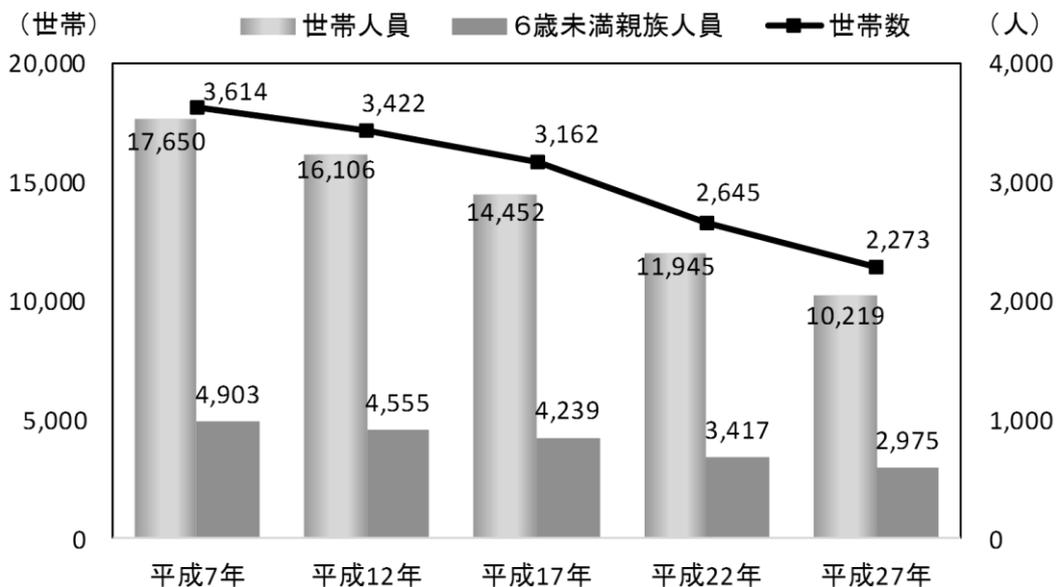
図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移



（４）6歳未満親族のいる一般世帯の推移

国勢調査によると6歳未満の親族のいる世帯は、2015（平成27）年時点、2,273世帯で、世帯人員は10,219人、1世帯あたり4.5人となっています。また、6歳未満親族人員は2,975人で、1世帯あたりの6歳未満人数は1.3人となっており、ほぼ横ばいで推移しています。

図表 6歳未満親族のいる一般世帯の推移



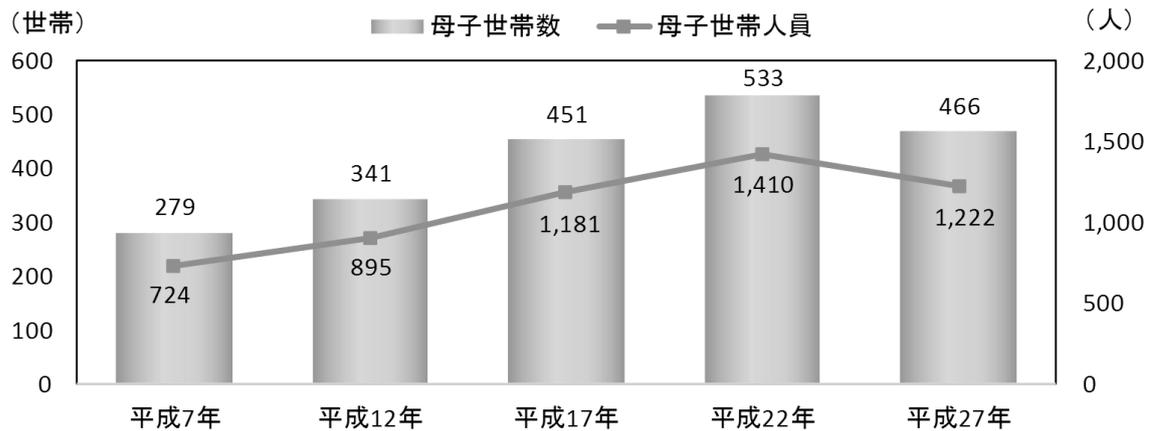
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※国際調査における「親族」の定義は世帯主と親族関係にある世帯員

(5) 母子世帯の推移

国勢調査によると母子世帯数は 2010（平成 22）年時点まで増加傾向にありましたが、2015（平成 27）年時点では 466 世帯で、2010（平成 22）年の 533 世帯から 67 世帯減少となっています。また、母子世帯人員は 2015（平成 27）年時点、1,222 人で 1 世帯あたり 2.6 人となっており、2010（平成 22）年と比較すると母子世帯人員は減少、1 世帯あたり人数は横ばいとなっています。

図表 母子世帯の推移



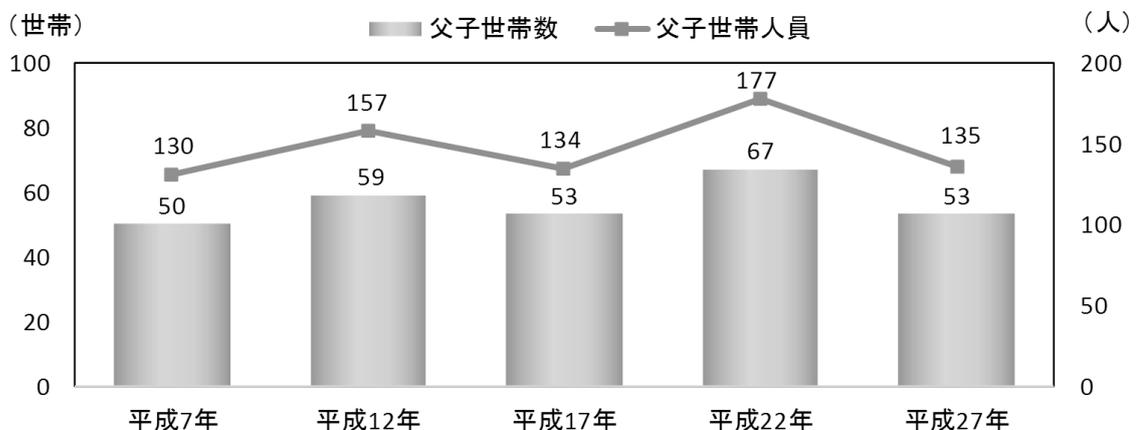
出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

※国勢調査の母子世帯の定義は未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(6) 父子世帯の推移

国勢調査によると、父子世帯数は 2015（平成 27）年時点、53 世帯で世帯人員は 135 人となっており、1 世帯あたり、2.5 人となっています。

図表 父子世帯の推移



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

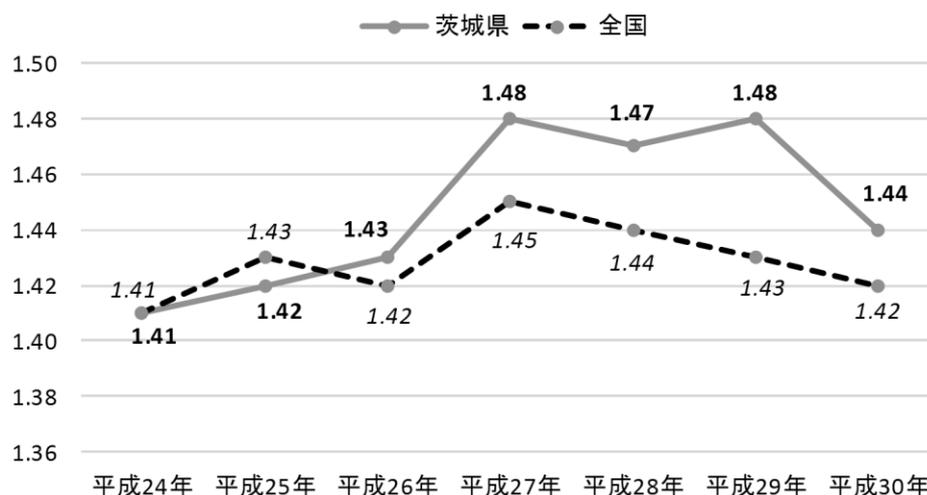
※国勢調査の父子世帯の定義は未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、茨城県は2012(平成24)年の1.41から2018(平成30)年の1.44まで増加し、2018(平成30)年時点では全国よりも高い水準にあるものの、人口を維持する2.08に比べると大きく下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移



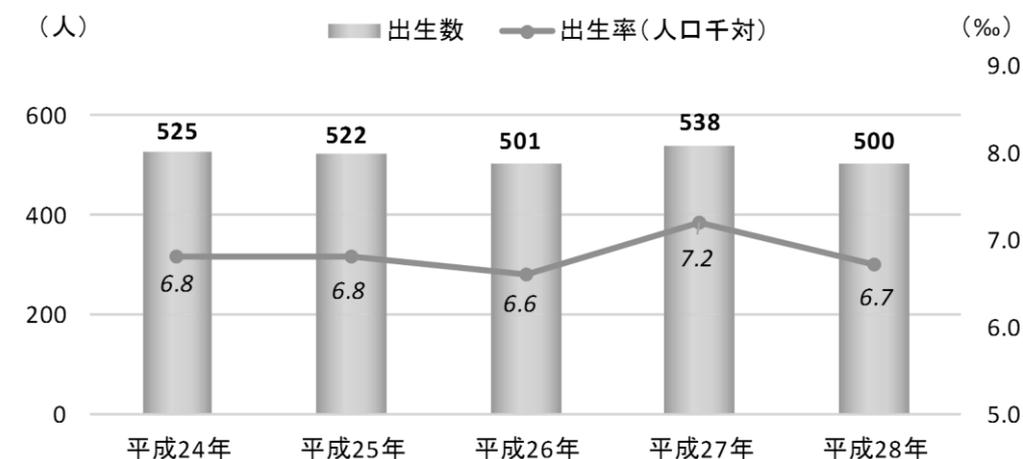
出典：茨城県保健福祉統計年報（平成24～28年）、平成30年茨城県人口動態統計月報年計（概数）（平成29年確定値、平成30年暫定値）

注：日本の人口を維持するために必要とされる合計特殊出生率の指標が2.08とされています。

(2) 出生数、出生率（人口千対）の推移

本市における出生数、出生率の推移では、出生数は2015(平成27)年は538人まで増加しましたが、2016(平成28)年時点は500人、出生率は6.7%（パーミル）となっています。

図表 出生数、出生率（人口千対）の推移

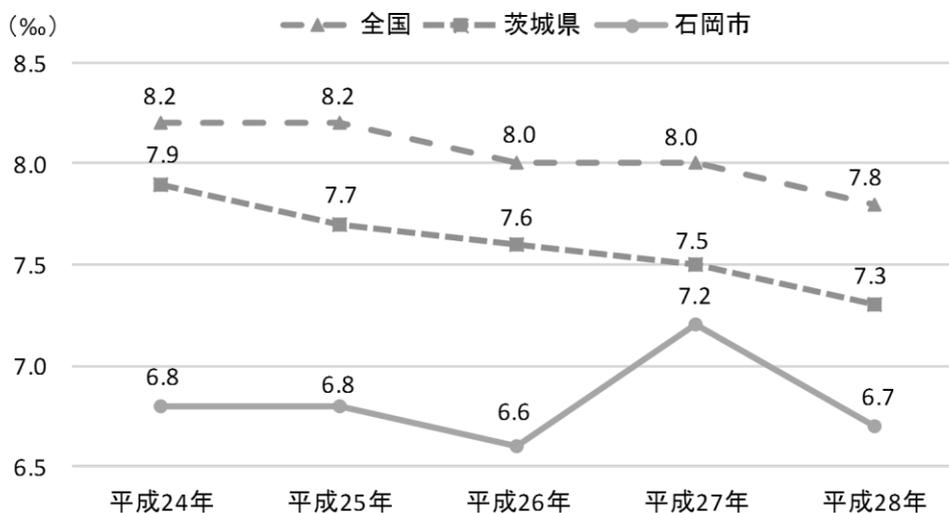


出典：茨城県保健福祉統計年報

(3) 出生率（人口千対）の推移の比較

出生率の推移を国，県と比較すると，2012（平成24）年以降，下回っています。

図表 出生率（人口千対）の推移の比較



出典：茨城県保健福祉統計年報

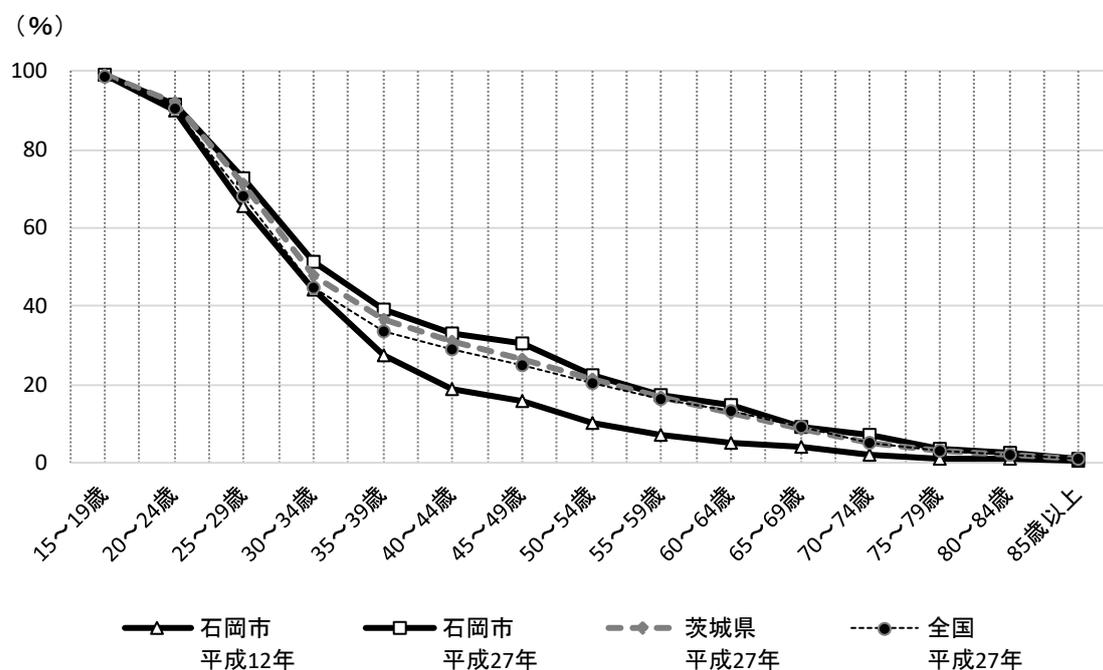
(4) 未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、2015（平成 27）年時点の男性の未婚率は、30～34 歳が 51.4%、35～39 歳は 39.3%となっており、ほとんどの年齢区分で国、県より未婚率が高くなっています。未婚率の推移をみると、35～39 歳で 2000（平成 12）年より 11.7 ポイント高くなっています。

図表 未婚率の推移と比較（男性）

（単位：％）

区分	石岡市				茨城県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	99.3	99.6	99.3	99.2	99.0	98.6
20～24歳	89.8	91.7	91.8	91.8	92.0	90.5
25～29歳	65.8	68.5	72.9	72.5	71.4	68.3
30～34歳	44.3	46.4	51.3	51.4	48.0	44.7
35～39歳	27.6	34.3	40.0	39.3	36.4	33.7
40～44歳	18.8	24.9	33.2	32.9	31.0	29.0
45～49歳	15.9	18.5	23.9	30.4	26.7	25.1
50～54歳	10.3	15.6	18.8	22.2	21.2	20.3
55～59歳	7.0	10.1	16.2	17.4	16.9	16.3
60～64歳	5.0	7.4	11.6	14.6	12.9	13.3
65～69歳	3.9	4.4	7.2	9.1	8.5	9.1
70～74歳	2.0	3.1	4.0	6.8	4.9	5.2
75～79歳	0.9	1.7	2.9	3.6	3.0	3.1
80～84歳	1.1	1.1	1.5	2.6	2.0	2.0
85歳以上	0.4	0.8	1.5	1.0	1.1	1.2



出典：国勢調査

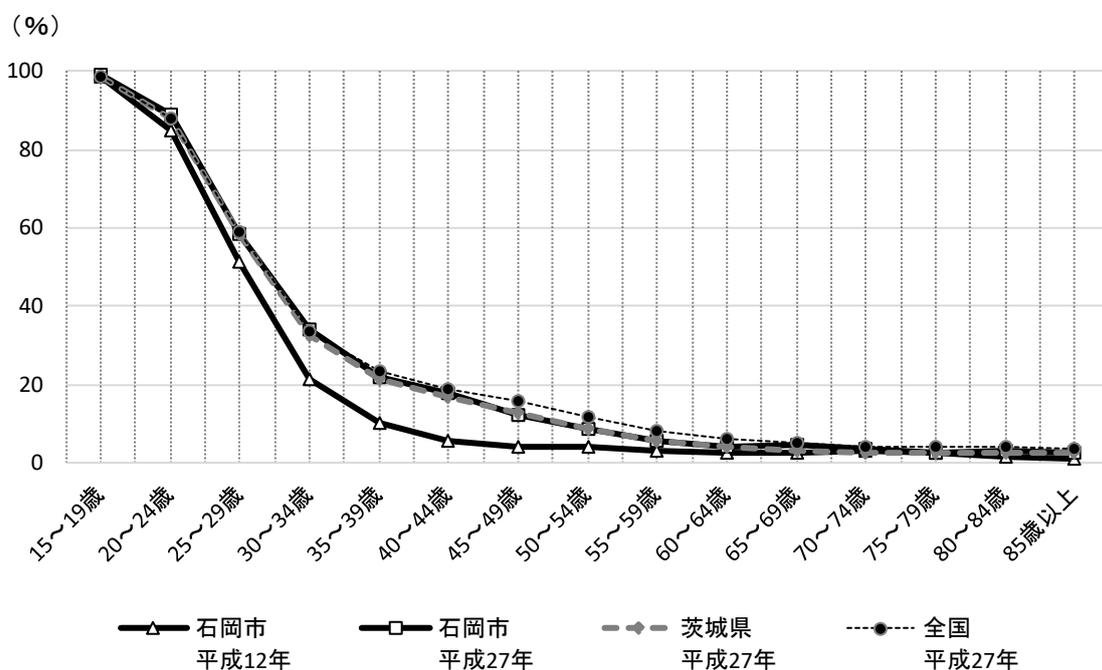
(5) 未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、2015(平成27)年時点の女性の未婚率は25～29歳が58.6%、30～34歳が34.0%、35～39歳が22.0%となっており、35歳以上で国より低くなっています。未婚率の推移をみると、30～34歳で2000(平成12)年より12.4ポイント高くなっています。

図表 未婚率の推移と比較（女性）

(単位：%)

区分	石岡市				茨城県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	98.9	99.5	99.2	99.0	98.9	98.6
20～24歳	85.1	86.8	87.8	88.9	88.2	88.0
25～29歳	51.3	55.3	58.2	58.6	58.4	58.8
30～34歳	21.6	28.5	32.6	34.0	32.4	33.6
35～39歳	10.3	14.5	20.9	22.0	21.5	23.3
40～44歳	5.6	8.1	12.8	17.9	16.6	19.0
45～49歳	4.0	5.5	8.6	12.2	12.7	15.9
50～54歳	3.8	4.2	5.5	8.6	8.5	11.8
55～59歳	3.0	4.0	4.2	5.5	5.5	8.2
60～64歳	2.7	3.1	4.5	4.2	4.0	6.2
65～69歳	2.6	2.7	3.7	4.5	3.2	5.2
70～74歳	3.1	2.2	2.9	3.5	2.7	4.3
75～79歳	2.3	3.2	2.6	2.5	2.3	3.8
80～84歳	1.3	2.8	2.9	2.8	2.5	3.8
85歳以上	1.2	1.6	3.0	2.7	2.3	3.4



出典：国勢調査

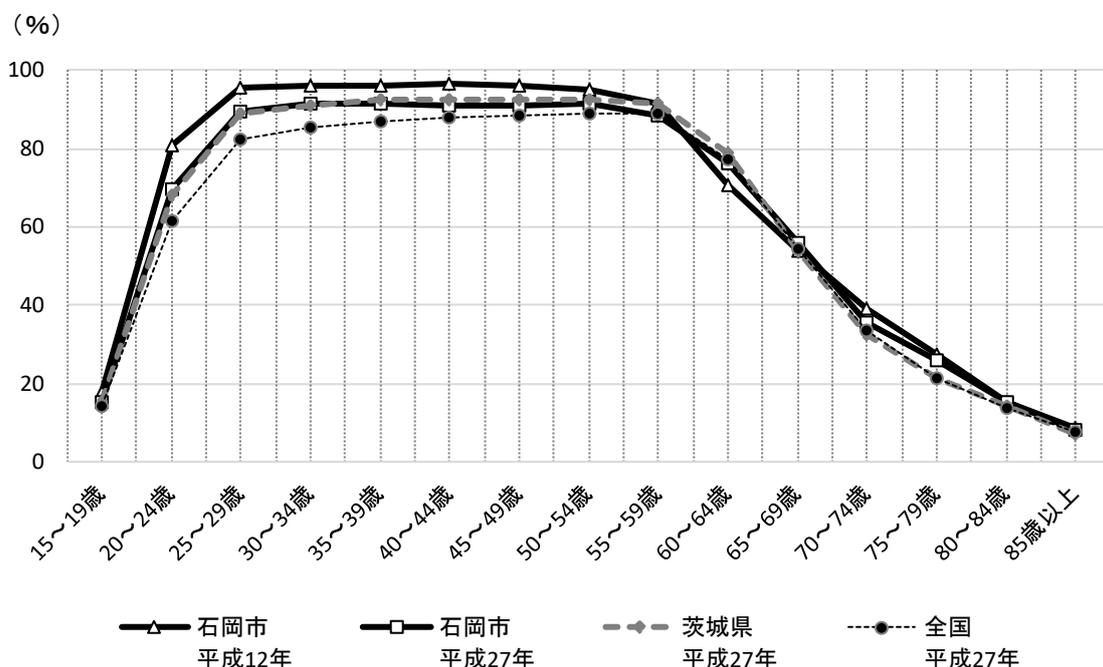
(6) 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

国勢調査によると、2015（平成27）年時点の男性の労働力率は、20～34歳は国および県より高いですが、過去と比較すると、全体的に低くなっています。35～54歳は国よりは高いですが、県よりは低くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（男性）

（単位：％）

区分	石岡市				茨城県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	17.6	18.2	15.9	15.3	15.4	14.4
20～24歳	81.0	79.6	74.3	69.6	68.1	61.4
25～29歳	95.8	96.4	94.7	89.6	88.9	82.3
30～34歳	96.0	96.4	95.0	91.7	91.2	85.3
35～39歳	96.3	96.6	94.1	91.6	92.5	87.2
40～44歳	96.6	96.4	94.1	91.0	92.7	88.2
45～49歳	96.0	96.6	94.5	90.9	92.7	88.3
50～54歳	94.9	94.5	94.3	91.7	92.7	89.3
55～59歳	91.5	92.5	91.6	88.6	91.7	89.1
60～64歳	70.9	72.3	76.2	76.2	78.7	77.3
65～69歳	53.7	53.2	52.7	55.9	54.1	54.3
70～74歳	39.4	39.2	34.0	35.6	32.6	33.8
75～79歳	27.4	25.1	21.2	26.0	21.2	21.3
80～84歳	15.2	14.9	16.4	15.4	14.0	13.5
85歳以上	8.5	6.5	4.8	7.9	7.1	7.5



出典：国勢調査

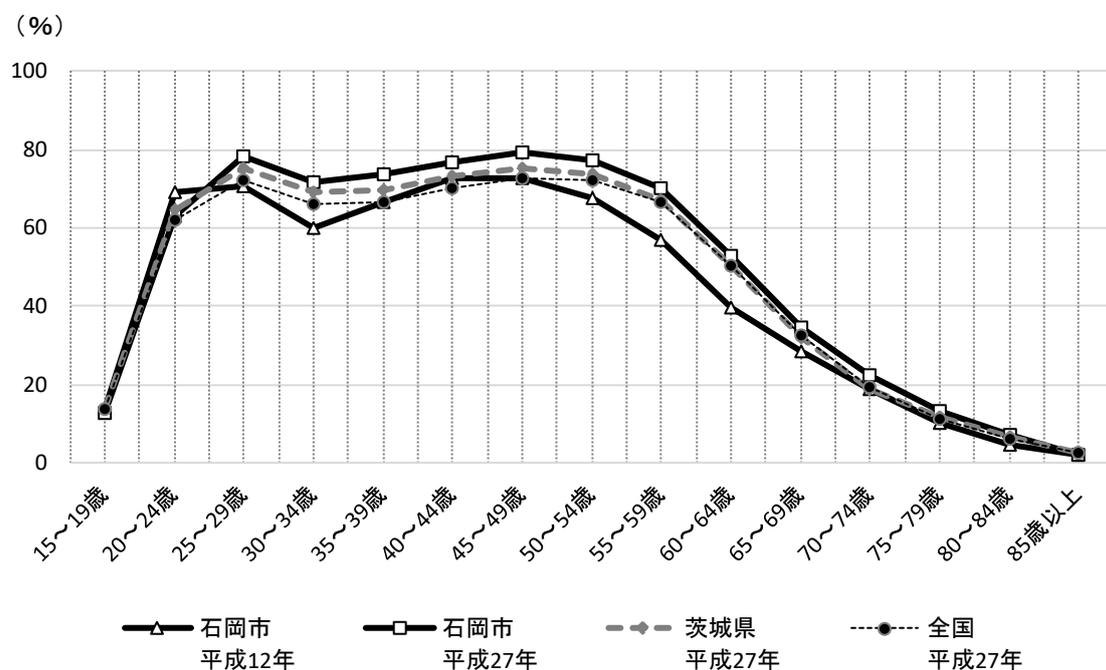
(7) 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査によると、2015（平成27）年時点の女性の労働力率は、25～84歳については、国や県よりも高い労働力率となっています。また、同じく25～84歳において、平成12年と比較すると、高くなっています。特に30～34歳では2000（平成12）年より11.7ポイント高くなっています。

図表 年齢別労働力率の推移と比較（女性）

（単位：％）

区分	石岡市				茨城県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	13.6	17.4	12.6	12.8	13.8	13.7
20～24歳	69.3	71.4	68.8	62.9	64.7	62.3
25～29歳	70.8	73.6	76.9	78.5	75.5	72.1
30～34歳	60.0	67.1	68.8	71.7	69.3	66.1
35～39歳	66.5	68.8	71.9	73.6	69.9	66.5
40～44歳	72.6	75.0	75.0	77.0	73.3	70.3
45～49歳	72.9	76.2	76.8	79.2	75.5	72.6
50～54歳	67.7	71.4	73.0	77.3	73.9	72.3
55～59歳	57.0	60.8	64.3	70.1	67.4	66.7
60～64歳	39.6	40.5	44.7	52.8	50.3	50.4
65～69歳	28.4	27.6	28.2	34.7	31.9	32.7
70～74歳	19.0	19.8	17.3	22.6	18.7	19.2
75～79歳	10.0	10.9	10.2	13.3	11.8	11.1
80～84歳	4.8	4.8	5.6	7.0	6.5	6.0
85歳以上	2.2	2.2	1.8	2.1	2.3	2.4



出典：国勢調査

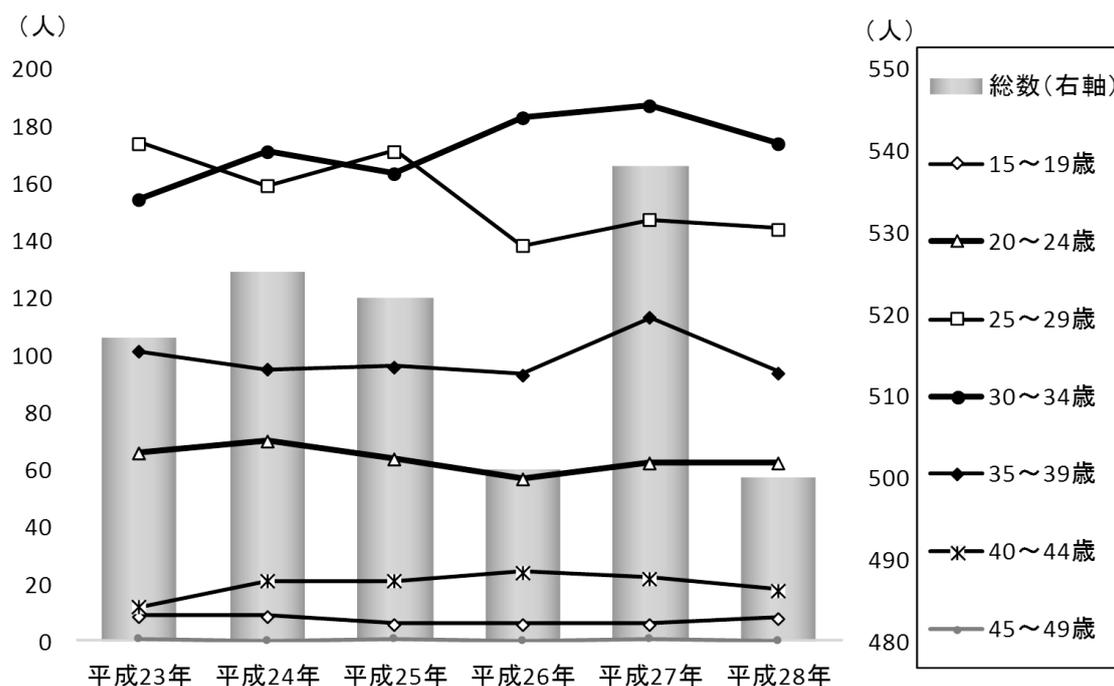
(8) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢階級別出生数は、2011（平成23）年および2013（平成25）年は、25～29歳での出生数が30～34歳での出生数を上回っていましたが、2012（平成24）年、2014（平成26）年～2016（平成28）年では、30～34歳が出生数の最も多い年齢階級となっています。

図表 母親の年齢階級別出生数の推移

（単位：人）

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	517	525	522	501	538	500
15歳未満	0	0	0	0	0	0
15～19歳	9	9	6	6	6	8
20～24歳	66	70	64	57	62	62
25～29歳	174	159	171	138	147	144
30～34歳	154	171	163	183	187	174
35～39歳	101	95	96	93	113	94
40～44歳	12	21	21	24	22	18
45～49歳	1	0	1	0	1	0

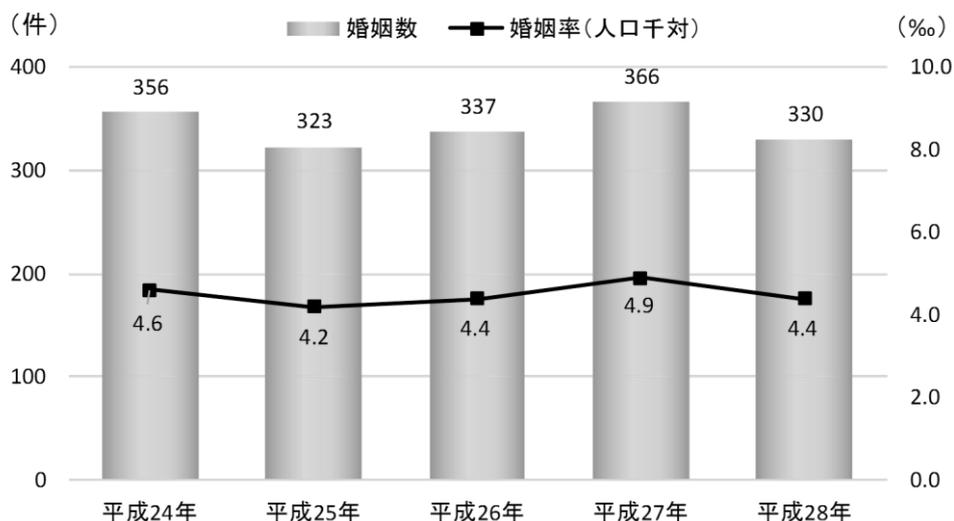


出典：茨城県保健福祉統計年報

(9) 婚姻数，婚姻率（人口千対）の推移

婚姻数は、2012（平成 24）年から増減しながらもやや減少傾向で推移し、婚姻率をみると平成 24 年以降ほぼ横ばいで推移しています。

図表 婚姻数，婚姻率（人口千対）の推移

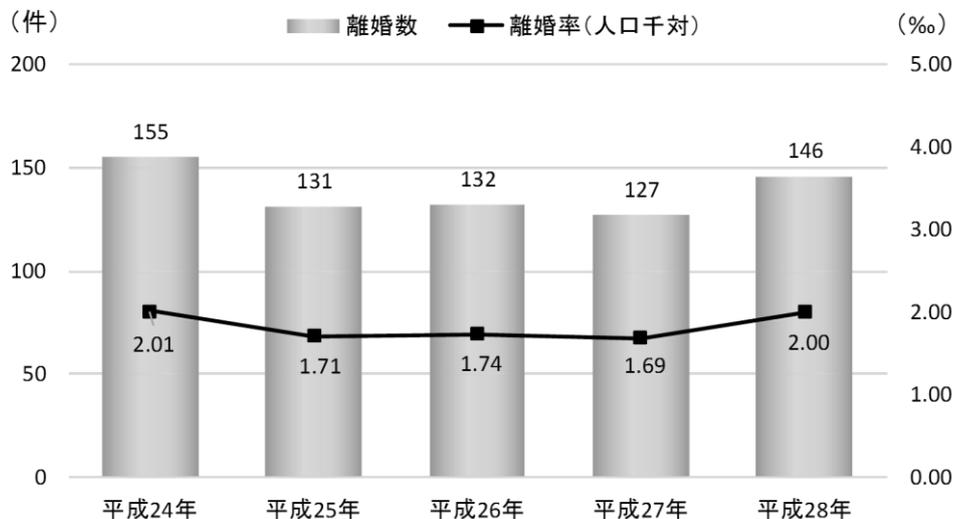


出典：茨城県保健福祉統計年報

(10) 離婚数，離婚率（人口千対）の推移

離婚数は、2012（平成 24）年から 2015（平成 27）年にかけて減少傾向にありましたが、2016（平成 28）年時点では 146 件、離婚率は 2.00（人口千対）と若干高くなっています。

図表 離婚数，離婚率（人口千対）の推移



出典：茨城県保健福祉統計年報

3 保育・教育環境の現状

(1) 保育所の状況

2019（令和元）年度現在で、保育所（園）の設置か所は、公立5園、私立10園のあわせて15園となっています。2019（令和元）年に私立保育園の1園が認定子ども園に移行したため、入所児童数が減少しています。

図表 保育所（園）の状況（各年4月1日現在）

（人・箇所）

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
私立 保育園	入所児童数	895	884	901	907	919	808
	箇所数	10	11	11	11	11	10
公立 保育所	入所児童数	402	378	376	364	378	393
	箇所数	5	5	5	5	5	5
合計	入所児童数	1,297	1,262	1,277	1,271	1,297	1,201

出典：こども福祉課

(2) 幼稚園および認定子ども園の状況

認定子ども園は、2019（令和元）年度で私立の8園が設置されています。在園の園児数は834人となっています。2019（令和元）年に私立保育園の1園が認定子ども園に移行したため、入所児童数が増加しています。

図表 幼稚園の状況（各年4月1日現在）

（人・箇所）

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
私立 認定こ ども園	入園児童数	777	796	775	775	715	834
	箇所数	7	7	7	7	7	8
公立 幼稚園	入園児童数	19	16	11	5	0	0
	箇所数	1	1	1	1	0	0
合計	入園児童数	796	812	786	780	715	834

出典：学校基本調査

(3) 小規模保育施設の状況

小規模保育施設は、2017（平成29）年度に設置された私立1園となっています。在園の園児数は2019（令和元）年度現在17人となっています。

図表 小規模保育施設の状況（各年4月1日現在）

（人・箇所）

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
私立	入園児童数	0	0	0	16	17	17
	箇所数	0	0	0	1	1	1

出典：こども福祉課

(4) 小学校・中学校の状況

2019（令和元）年度の小学校数は19校、児童数は3,284人、中学校数は5校、生徒数は1,799人となっており、少子化の影響で毎年減少傾向にあります。

図表 小学校・中学校の状況（各年5月1日現在）

（人）

区 分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校	児童数	3,862	3,729	3,572	3,438	3,333	3,284
	学校数	19	19	19	19	19	19
中学校	生徒数	2,083	2,061	2,007	1,999	1,893	1,799
	学校数	6	6	6	6	5	5

出典：学校基本調査

4 各種子育て支援事業の現状

(1) 保育・教育事業

保育所（園）における各種保育事業は次のとおりです。

① 延長保育促進事業

延長保育促進事業は、2018（平成 30）年度は 13 か所で開催しており、利用者数は 19,519 人となっています。

図表 延長保育促進事業

（箇所・人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助対象	10	12	11	9	13
利用者数	16,298	19,839	18,968	16,880	19,519

出典：こども福祉課

② 休日保育事業

休日保育事業は、2018（平成 30）年度は 5 か所で開催しており、利用者数は 914 人となっています。

図表 休日保育事業

（箇所・人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助対象	5	5	5	5	5
利用者数	850	1,085	995	1,063	914

出典：こども福祉課

③ 一時預かり事業

一時預かり事業は、2018（平成 30）年度は 12 か所で開催しており、利用者数は 2,371 人となっています。

図表 一時預かり事業

（箇所・人）

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
補助対象	7	12	11	10	12
利用者数	1,298	2,165	2,437	2,310	2,371

出典：こども福祉課

④病後児保育事業

病後児保育事業は、2018（平成30）年度は1か所で開催しています。

図表 病後児保育事業

（箇所・日）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
設置箇所	1	1	1	1	1
利用日数	10	10	4	3	4

出典：こども福祉課

⑤地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、2018（平成30）年度から6か所で開催しています。

図表 地域子育て支援拠点事業

（箇所）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
箇所数	6	6	6	6	6

出典：こども福祉課

⑥幼稚園の預かり保育推進事業

幼稚園の預かり保育推進事業は、2018（平成30）年度は7か所で開催しており、利用者数は11,946人となっています。

図表 幼稚園の預かり保育推進事業

（箇所・人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施箇所	7	7	7	7	7
利用人数	42,903	21,621	18,178	12,487	11,946

出典：こども福祉課

⑦児童健全育成事業

児童健全育成事業は、2018（平成30）年度は児童館が3,257人、児童センターが3,394人となっています。

図表 児童健全育成事業＜参加延べ人数＞

（箇所・人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童館	3,372	3,398	3,734	3,395	3,257
児童センター	2,985	2,422	2,745	2,935	3,394

出典：こども福祉課

⑧放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、2018（平成30）年度は、定員1,276人に対し、入所児童は1,045人となっています。

図表 児童健全育成事業＜参加延べ人数＞

（箇所・人）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
クラブ数	26	24	24	25	25
定 員	1,101	1,081	1,166	1,246	1,276
入所児童	802	838	875	988	1,045

出典：こども福祉課

注：入所児童数については5月1日現在の値

（2）母子保健事業

①乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、2018（平成30）年度は対象432人に対し、419人の訪問を行い、訪問率は96.9%となっています。

図表 児童健全育成事業＜参加延べ人数＞

（人・戸・％）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象人数	504	560	460	492	432
訪問戸数	485	538	452	482	419
訪問率	96.2	96.0	98.2	97.9	96.9

出典：こども福祉課

②妊婦健康診査

妊婦の健康管理に資するため、健康診査を医療機関に委託して実施します。2018（平成30）年度の受診率は84.1%となっています。

図表 妊婦健康診査

(%)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受診率	80.0	65.4	63.6	73.1	84.1

出典：こども福祉課

(3) 各種手当等

①児童手当支給

2018（平成30）年度の児童手当支給件数は、4,733人となっています。

図表 児童手当支給

(人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
受給者	5,156	5,007	4,939	4,729	4,733

出典：こども福祉課

②児童扶養手当普及

2018（平成30）年度の児童扶養手当支給は認定者が764人、受給者は656人となっています。

図表 児童扶養手当支給

(人)

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
認定者数	837	833	802	818	764
受給者数	753	754	711	723	656

出典：こども福祉課

③母子福祉資金

2018（平成30）年度の母子福祉資金に関する相談件数は179件、そのうち25件に貸付決定がなされています。

図表 母子福祉資金

（件）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
相談件数	116	108	115	171	179
貸付決定件数	14	15	10	15	25

出典：こども福祉課

④母子父子世帯入学祝品支給事業

2018（平成30）年度の母子父子世帯入学祝品支給事業の支給件数は39件となっています。

図表 母子父子世帯入学祝品支給事業

（件）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
支給件数	55	49	54	64	39

出典：こども福祉課

⑤心身障害者扶養共済掛金支給事業

2018（平成30）年度の心身障害者扶養掛金支給事業加入件数は18歳未満では0人となっています。

図表 心身障害者扶養共済掛金支給事業

（件）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入件数	0	0	0	0	0

出典：こども福祉課

注：加入件数は18歳未満

5 アンケート調査にみる子育ての状況

第2期石岡市子ども・子育て支援プラン策定に先立ち、2018（平成30）年12月に就学前児童および小学生の保護者を対象にアンケート調査を実施しています。調査の内容は、国から示された教育・保育の事業量および子育て支援事業の事業量推計のための問と、市独自の支援策を盛り込んだ調査項目からなっています。

調査結果からみられる子ども・子育てにかかわる状況は以下のとおりとなっています。

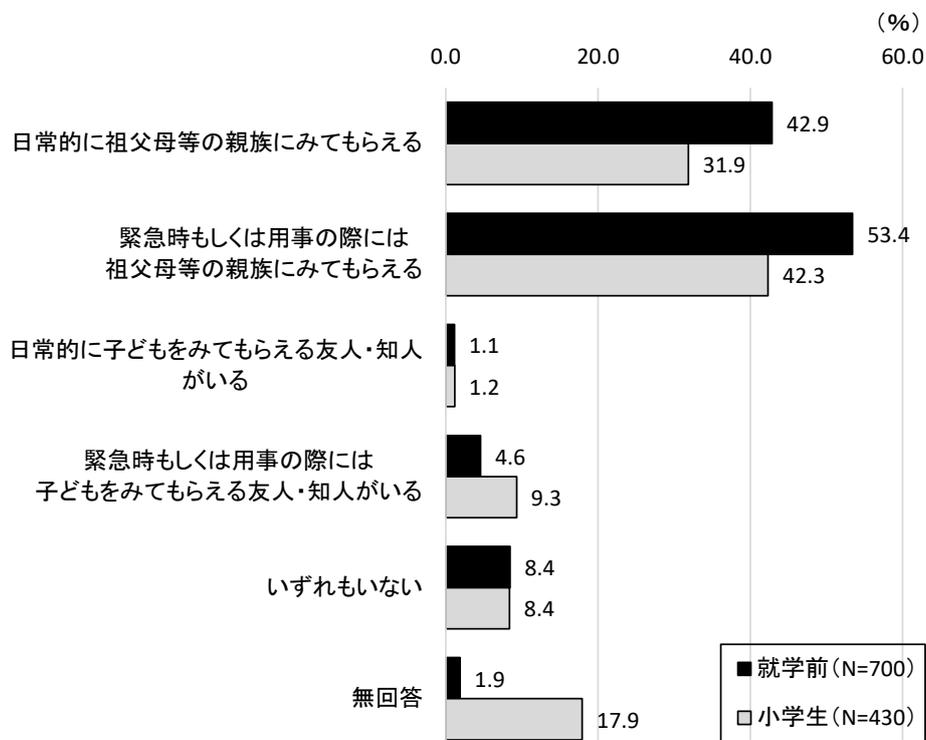
（1）地域における子どもの保育力

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童で42.9%、小学生児童で31.9%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で53.4%、小学生児童で42.3%と祖父母等の親族の協力が引き続き高い水準にあることがうかがわれます。

一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が就学前で1.1%、小学生で1.2%ときわめて少ない状況となっており、「緊急時・用事の際に」が小学生で9.3%となっていますが、友人・知人との交流が低いこともうかがわれます。

加えて、「いずれもない」が共に8.4%であり、地域子育て支援拠点事業等を通じて保護者同士の交流機会を増やしていくことなどが必要となっています。

図表 地域における子どもの保育力

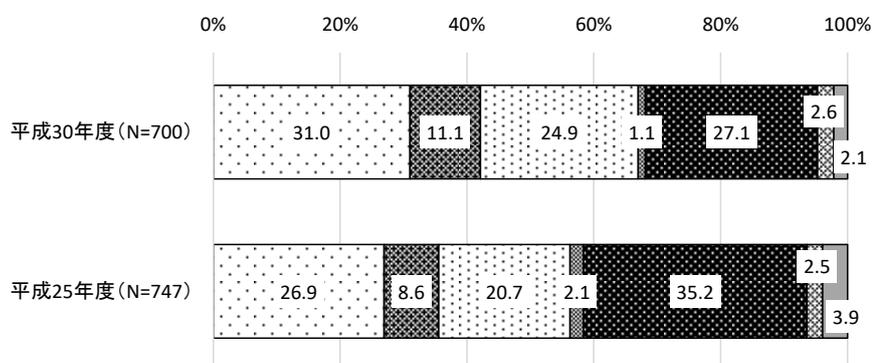


(2) 保護者の就労状況

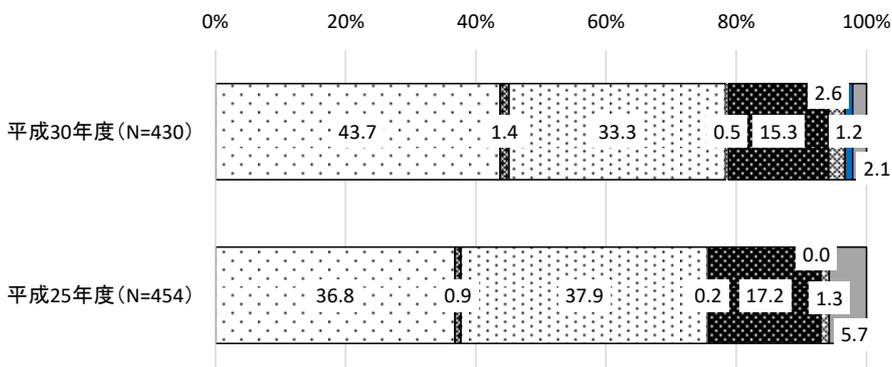
母親の就労状況は、2018（平成 30）年度時点で、フルタイム・パートタイムを合わせ（現在、産休・育休・介護休業中の方も含む）、就学前が 68.1%、小学生が 78.9%となっています。就学前母親について経年変化でみると、フルタイム、あるいはパートタイムで働いている人の割合は、2013（平成 25）年度が 58.3%であり、2018（平成 30）年度は約 10 ポイント増加しています。また、働いていない人の割合は、2013（平成 25）年度は 37.7%でしたが、2018（平成 30）年度は 29.7%となり、8 ポイント減少しています。割合は小さいですが、小学生母親も同様の傾向にあります。

こうしたことから、母親の就労への支援やそれを支える子育てサービスがより重要となっていることがうかがえます。

図表 就労状況 【上：就学前母親，下：小学生母親】



- フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)
- パートタイム・アルバイト等で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 母親はいない
- 無回答



- フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中ではない)
- フルタイムで就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- パートタイム・アルバイト等(産休・育休・介護休業中ではない)
- パートタイム・アルバイト等で就労しているが、現在、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 母親はいない
- 無回答

(3) 教育・保育サービスの利用

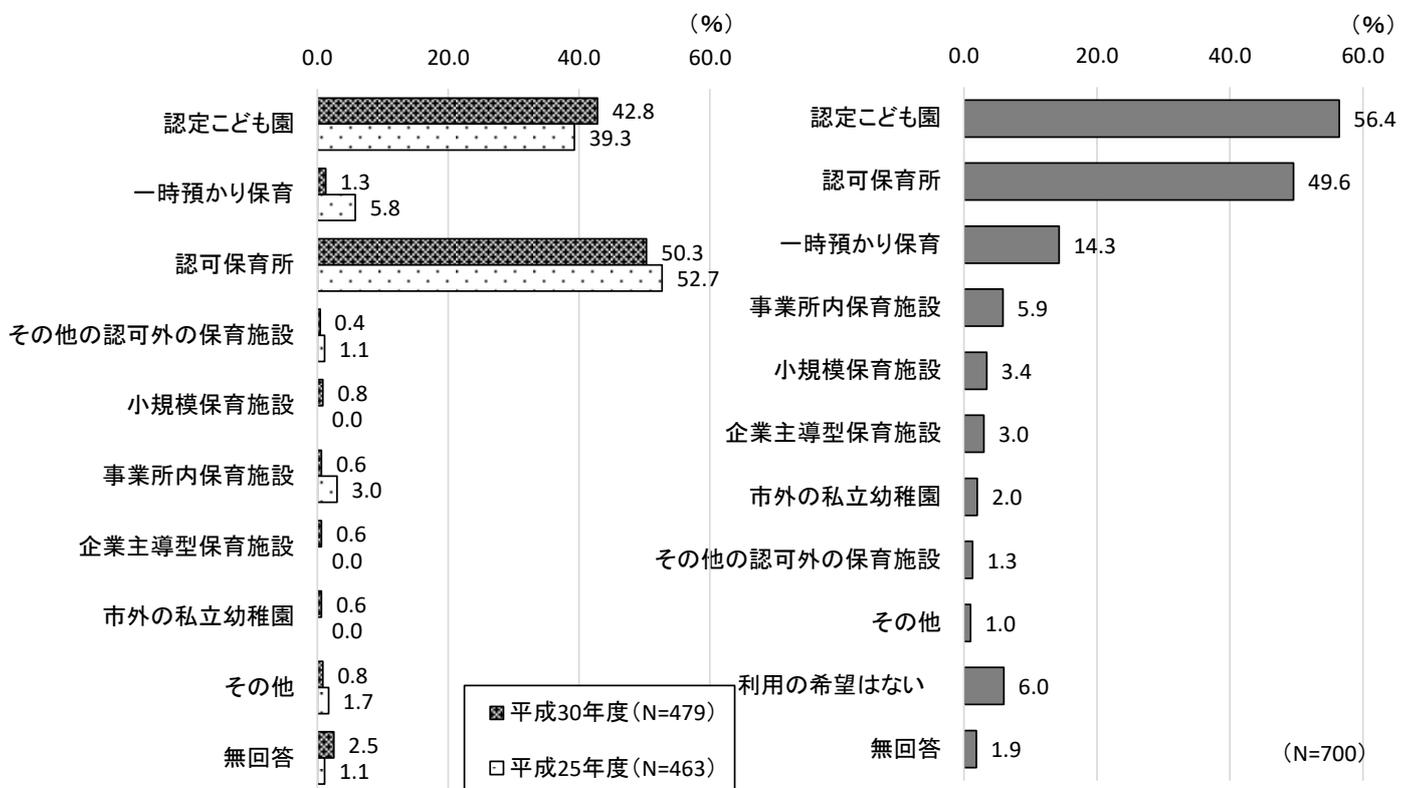
就学前児童で教育・保育サービスを利用している人の内訳は、「認可保育所」が50.3%、「認定こども園」が42.8%となっています。前回調査結果と比較して、全体的な傾向は殆ど変化していません。

一方、今後、利用したい教育・保育サービスとしては、最も多いのは「認定こども園」で56.4%、次いで「認可保育所」が49.6%となっており、「認定こども園」「認可保育所」を地域における需要に応じて提供する体制を維持していくことが必要です。

これら上位2つと比較すると割合は低いものの、「一時預かり保育」も14.3%となっています。引き続き、市として、事業者と協力しつつ、ニーズに合ったサービスを提供していくことが求められています。

図表 教育・保育サービスの利用状況

図表 今後利用したい教育・保育サービス



認定こども園：幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設

小規模保育施設：国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの

事業所内保育施設：企業が主に従業員用に運営する施設

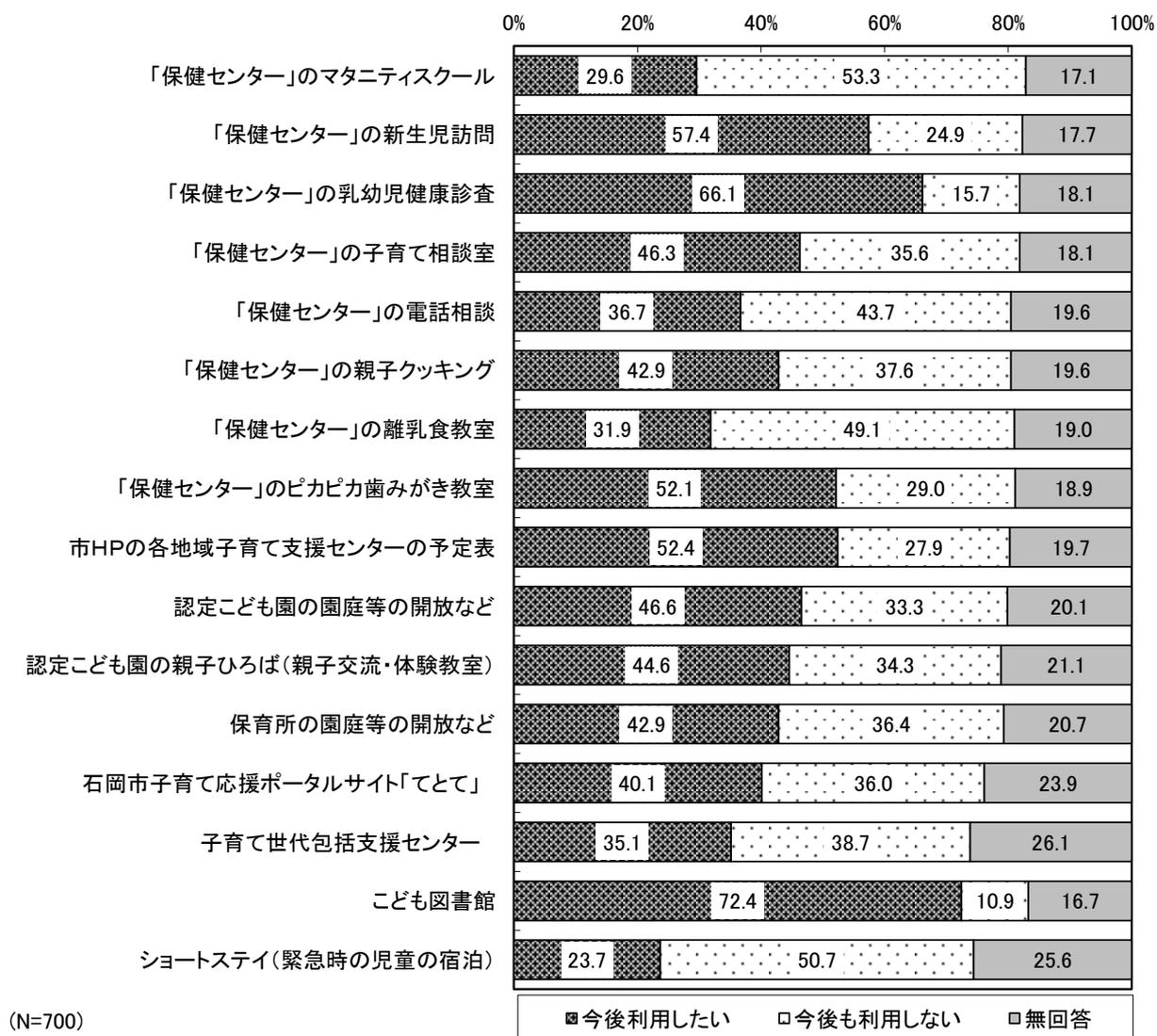
企業主導型保育施設：企業が整備する保育施設に、一定の人数、地域の子どもが入ることができるサービス

(4) 子育て関連サービスの利用

就学前児童におけるサービス利用希望については、「こども図書館」が72.4%と最も多く、次いで、「保健センターの乳幼児健康診査」が66.1%、「保健センターの新生児訪問」が57.4%となっています。

「こども図書館」については、小学生児童においても利用希望が最も高かったサービスであり、満足度も高い結果となっています。

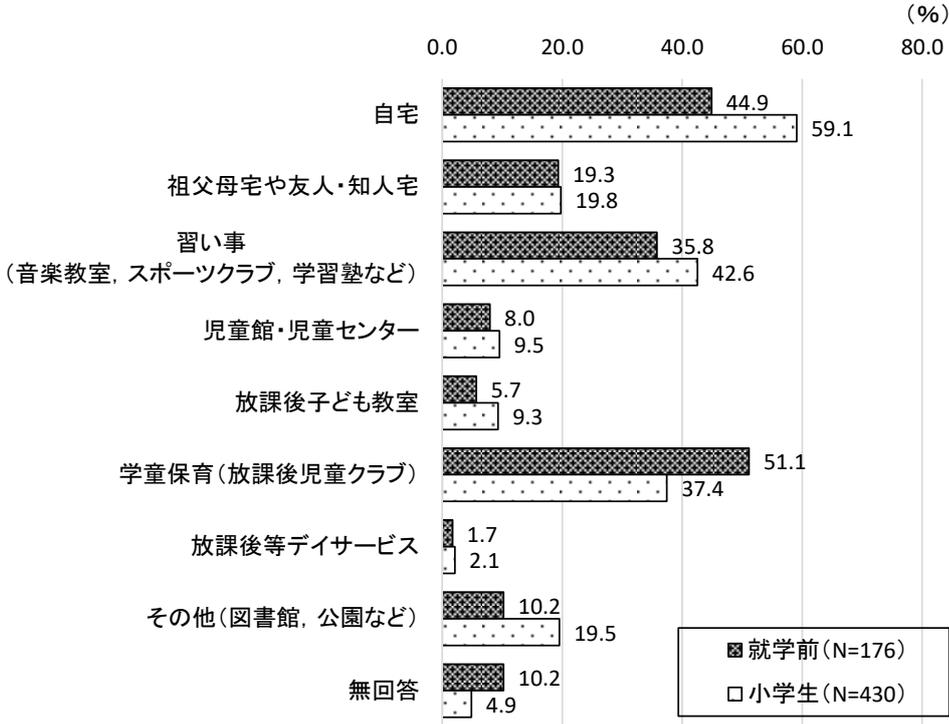
図表 今後利用したい子育て関連サービス



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校就学後の放課後の過ごし方に係る希望について、就学前児童で「学童保育（放課後児童クラブ）」が51.1%と最も多く、次いで「自宅」が44.9%、「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が35.8%となっています。一方、小学生児童は、「自宅」が59.1%で最も多く、次いで「習い事（音楽教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が42.6%、「学童保育（放課後児童クラブ）」が37.4%となっています。

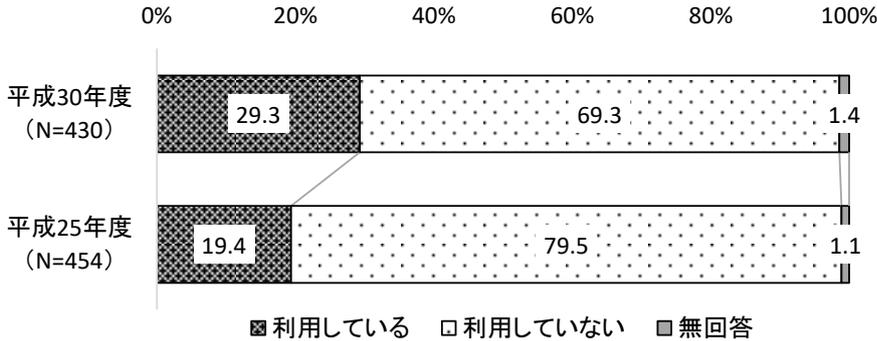
図表 小学校低学年（1～3年）にて、放課後過ごさせたい場所



注：就学前児童については、5歳以上のお子さんがいらっしゃる保護者が回答

現在の学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況については、「利用している」と回答した人の割合は、平成30年度時点で、前回調査結果と比較して約10ポイント増加しています。上記の放課後の過ごさせたい場所については、小学生児童で「自宅」が最も多くなっていますが、市民のニーズを見極めて、子どもの学習支援、放課後の遊び場や集まれる場所など、新たなサービス提供体制を構築していく必要があります。

図表 学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況

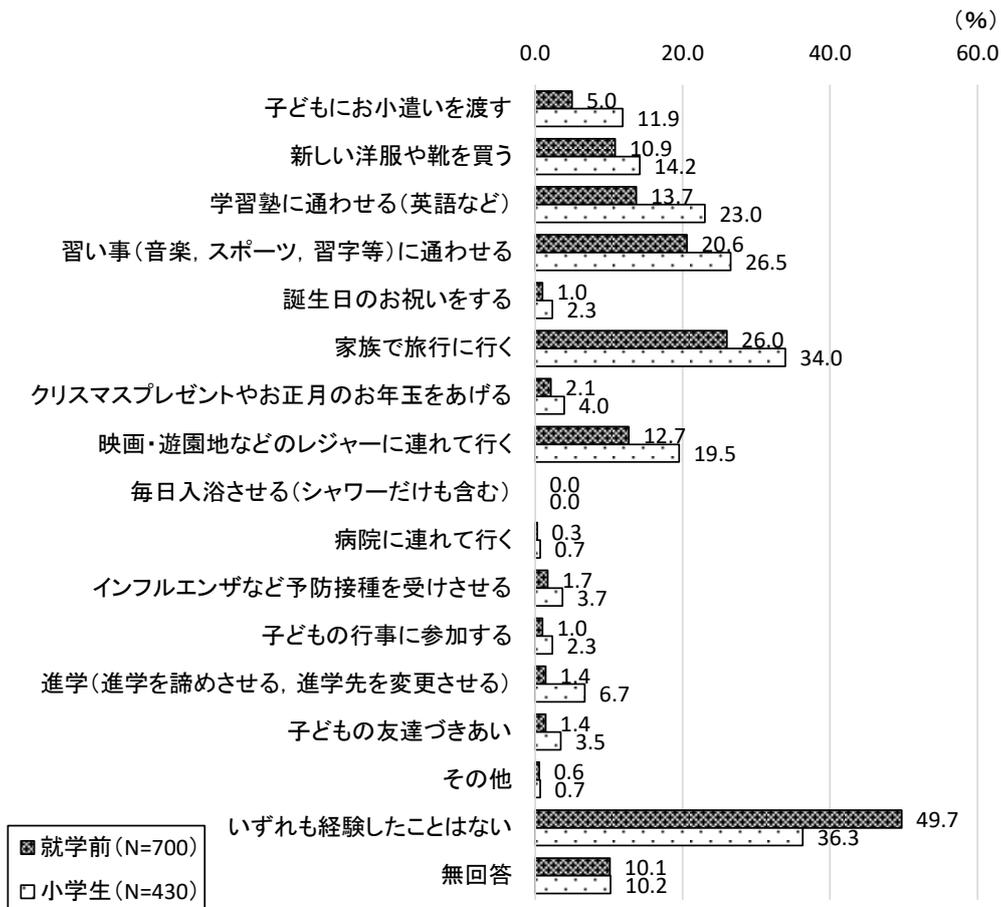


(6) 経済的な理由で、我慢したり、できなかったこと

経済的な理由で、我慢したり、できなかったことについては、就学前児童、小学生児童、ともに「いずれも経験したことはない」という回答が最も多くなっていますが、その割合は小学生児童が就学前児童よりも約 13.4 ポイント低くなっています。

次いで、「家族で旅行に行く」、「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」となっていますが、就学前児童でそれぞれ 26.0%、20.6%となっていることに対し、小学生児童では 34.0%、26.5%と回答の割合がやや高くなっています。

図表 経済的な理由で、我慢したり、できなかったこと



(7) 自由意見

分野別（上位5項目）の主な意見は次のとおりになっています。

【就学前児童】

① 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・おむつクーポンやベビーカー、チャイルドシートの貸し出しは助かる。

② 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

- ・年齢別に分けて遊べるような施設があるととても良い。

③ 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所について

- ・室内で遊べる場所を作ってほしい。さらに遊ぶだけでなくたくさんの親子と食事を共にできるような場所があると、子育てをもっと楽しめると思う。

④ 妊娠・出産期に対する支援

- ・困っていた時に子育て相談室で相談させてもらった際に、対応する職員が皆優しくとても助かった。

⑤ 教育・保育サービスについて

- ・八郷地区に子どもを預けられる施設が少ない。

【小学生児童】

① 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・学習塾は経済的な負担が大きく通わせられないため、支援してくれる制度がほしい。

② 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

- ・以前よりどの公園もきれいになっているが、トイレが和式であることや汚いことなど、小さい子どもが利用しにくい部分がある。

③ 子どもが安心して過ごせる環境の整備

- ・通学路で暗い所があるので、街灯の設置を進めてほしい。

④ 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所について

- ・子ども達や大人同士が交流できる場所がほしい。兄弟がいない世帯も多く、家族の中だけでは子ども達の人間関係を形成する力が不足してしまう不安がある。

⑤ 学校教育環境について

- ・今後、英語がさらに重要になってくるので、幼いことから英語を学べる環境があるといいと思う。

6 本市における課題

課題1 母親や祖父母への負担軽減

① 「ワンオペ育児」への負担感が強まっています

- ・アンケート結果によれば、「子育てを主に行っている人」は、「父母ともに」「主に母親」が多く、前回調査と比較すると、「主に母親」という回答の割合が増加しています。
- ・また、子育て環境が孤立しているという意見も多く、気軽に親子で立ち寄れる居場所づくりや、親同士で話したり過ごしたりする息抜きの場の創設が求められています。あわせて、父親が育児参加をよりしやすくなるような仕組みづくりが必要です。

② 祖父母が感じている育児等への負担や不安を解消する必要があります

- ・石岡市の特徴として、育児等に祖父母が関わっているケースが多く見られ、祖父母のサポートにより保護者が就労できたり、日頃から育児を手伝ってもらっているなどの意見が多くありました。
- ・しかしながら、祖父母からの意見としてお嫁さん等とのコミュニケーションが難しいなどの課題があったため、今後、「孫疲れ」を感じずに、楽しく孫育てができるよう、親と祖父母の養育力を高めるなど、孫育てをしている祖父母を支えていくことが必要です。

③ 産前・産後における心のケア等へのニーズが高まっています

- ・妊娠中の不安を相談できる場に関する意見が多いため、産前から保護者の不安や負担感について気軽に相談できることを周知する必要があります。
- ・産前産後の心のケア等を行うなどにより、育児不安を解消したり、虐待傾向や産後うつの可能性のある家庭を早期発見するしくみが必要です。

④ 地域によっては近くに教育・保育施設がない状況があります

- ・アンケート調査で「平日の教育・保育の事業を選ぶ際に重視すること」について聞いたところ、「場所的な通いやすさ」という回答が最も多い反面、既存の幼稚園の閉園により、近くに教育・保育施設がなくなって困るという意見がありました。
- ・今後、アンケート結果を活かし、身近な地域の教育・保育施設が利用できるよう努めることが必要です。

課題2 石岡の特性を活かした柔軟なサービスの提供

- ① 石岡市の地域資源（自然や伝統・文化等）が十分に活かされていない
 - ・本市では、豊かな自然・伝統や人的資源があるにもかかわらず、活かされていないという意見がありました。
 - ・子どもが自然やおまつりなどの伝統、農業などの特色ある産業、芸術など、地域資源を活かしながら、世代を超えて多くの人々に触れる機会をもつことで、郷土を大切に子どもに育つことが期待できます。

- ② 横断的な課題に対応するため、関係機関の連携が必要です
 - ・人口流入、定住、地方創生の観点、新たな地域包括ケアシステムの構築、ダブルケア問題への対応等、子育て関係の機関だけでは解決できない問題が多くなっています。
 - ・そのため、今後は分野横断的に施策や仕組みを検討していく必要があります。
 - ・あわせて、子どもの貧困問題についても関係機関と連携して取り組みます。

- ③ 子育て世代の定住促進のため、就学前保育・教育から高等教育の質の向上が求められています
 - ・教育のさらなる質の向上を図ることで、自ら考える力、生きる力を育み、子育て世代の定住促進を図ることが必要です。あわせて、図書館や公民館などの文化施設の充実を図る必要があります。

- ④ 保護者が安心して働きながら子育てができるよう、柔軟な教育・保育サービスの提供が求められています
 - ・病児・病後児保育へのニーズについて、アンケート調査では回答者のうち約4人に1人が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。また、ニーズ調査の自由回答からも、一時預かり、病児・病後児保育、保育の預かり時間に関する意見があがっています。
 - ・そのため、勤務地や勤務時間、土日就労の有無にかかわらず、就労を続けながら子育てができるよう、地区別のニーズに基づき、対応する必要があります。

課題3 就学後の子ども施策の充実

- ① 就学後の子どもの「成長」を促す放課後の過ごし方が求められています
- 学童保育（放課後児童クラブ）の「指導内容」について、アンケート調査やヒアリングから意見が多くありました。
 - そのため、学童保育（放課後児童クラブ）は、就学後の成長を支援していくために、体験活動の充実や学習支援などを行うほか、指導員の資質向上も課題となっています。
 - 小学生児童のアンケートによれば、「中高生になっても居場所として安心して過ごせる環境」という回答が多く、居場所づくりが求められています。

課題4 情報発信の充実

- ① 子育て支援が充実している反面、情報発信やPRが課題です
- 石岡市では、他市にはない子育て支援が多くある反面、「サービスを知らなかった」という意見が多くみられました。
 - 今後は、すべての子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、情報発信を充実させるとともに、SNS等の活用も検討する必要があります。

第 4 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ワンオペから「石オペ」育児へ 地域全体でのびのびと子育てができるまち

本市では、子育てに際して、祖父母からの支援が比較的多く得られる環境ではありますが、核家族化の進展により、特に母親への負担が強まっています。

そのため、だれもが安心して子育てのできる社会を実現できるよう、既存の保育サービスや子育てサービスの充実を図るとともに、石岡市全体で子どもたちと子育て世帯を支援できるような取組みを行います。

この取組みにより、母親等が 1 人で子育てをする「ワンオペ」育児ではなく、石岡市独自の保育サービスや地域全体で子育てを支えるという仕組みの中で子どもを育てることができる、つまり「石オペ」育児ができるまちの実現をめざします。

2 基本的視点

基本理念で定めた「ワンオペから「石オペ」育児へ 地域全体でのびのびと子育てができるまち」の実現を図るため、以下の5項目を基本的視点（大切にしたいこと）と定めます。

その1 子ども・保護者や、子育てを支える人の視点

- すべての子育てをする保護者が、孤立して子育てをすることがないように、子ども・保護者や子育てを支える人を支援します。
- あわせて、親も子どもの成長とともに育っていく「親育ち」ができるよう、必要な支援を行います。

その2 地域の「個性」を活かしたサービスのより一層の充実

- 本市には、多様な特色や立地環境を備えたこども園、保育園、幼稚園等があり、個々の事業者が工夫をこらした教育・保育を行っています。
- そのため、引き続き地域の「個性」を活かしたサービスのより一層の充実を図ります。

その3 就学後の支援の充実

- 小学校就学前と比較して、就学後に子育てが大変となり、仕事との両立が困難になるケースが増えています。
- そのため、安心して仕事と子育ての両立ができるよう、就学後の各種サービス支援のより一層の充実を図ります。

その4 経済的支援の充実

- 全ての子どもが、経済的な理由により、必要な教育・保育、成長に必要なサービスを諦めるということがないよう、関係機関と連携しながら対応します。

その5 仕組みを整え、市民に分かりやすく伝える

- 市では、子ども施策として多様なサービスを用意していますが、保護者等への情報提供が十分でない状況となっています。
- そのため、市のホームページの充実や子育て関連の情報ツールの多様化等をより進めることで、関連する取組みを市民にわかりやすく伝えます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、以下の基本目標を定めます。

基本目標1 子どもの生きる力づくりを支援します。

母親が健康で暮らせるために、妊娠、出産、子育て期における母子保健、医療体制の充実を図ります。

教育・保育施設の充実に努めることで、市民からのニーズに対応するとともに、各種子育て事業の充実を図ります。

また、子育て等にかかわる人材の確保と質の向上に努めます。

- (1) 母子保健事業・小児医療や子どもの健康増進の充実
- (2) 妊娠・出産期に対する支援
- (3) 教育・保育サービスの充実
- (4) 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実
- (5) 自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供
- (6) 人材確保事業と質の向上

基本目標2 子育て家庭を支援します。

家族の出産・子育てに関する情報提供や学びの場を充実することで、子どもたちが心身ともに健康に育つ家庭の支援を行うとともに、次世代の親となる人の育成等をあわせて行います。

また、学校においては相談機能をより充実することにより、安心して学ぶことのできる環境づくりに努めることで、子どもの豊かな心を育みます。

- (1) 育児負担や不安の軽減
- (2) 家庭（祖父母等の親族含む）の養育力・教育力向上と育児参加の促進
- (3) 学校教育環境の充実
- (4) 子どもの健全な育成のための支援
- (5) 地域の教育力向上のための支援

基本目標 3 さまざまな事情を抱えた子ども・家庭を支援します。

ひとり親家庭への支援のほか、障がいや発達障がいのある子どもを支援します。

また、障がい等については、早期発見、療育に務めるため、母子保健事業の充実を図るとともに、子育ての不安を取り除くための相談やケアの充実を図ります。

- (1) ひとり親家庭の支援
- (2) 障がい児のいる家庭の支援
- (3) 児童虐待に対する防止対策の充実

基本目標 4 地域の子育て環境整備を行います。

保護者が地域の中で安心して、かつ快適に暮らすことができるよう、道路、公園等の公共施設バリアフリー等の整備を引き続き進めるとともに、防災、防犯対策などの安全対策の強化を図ります。

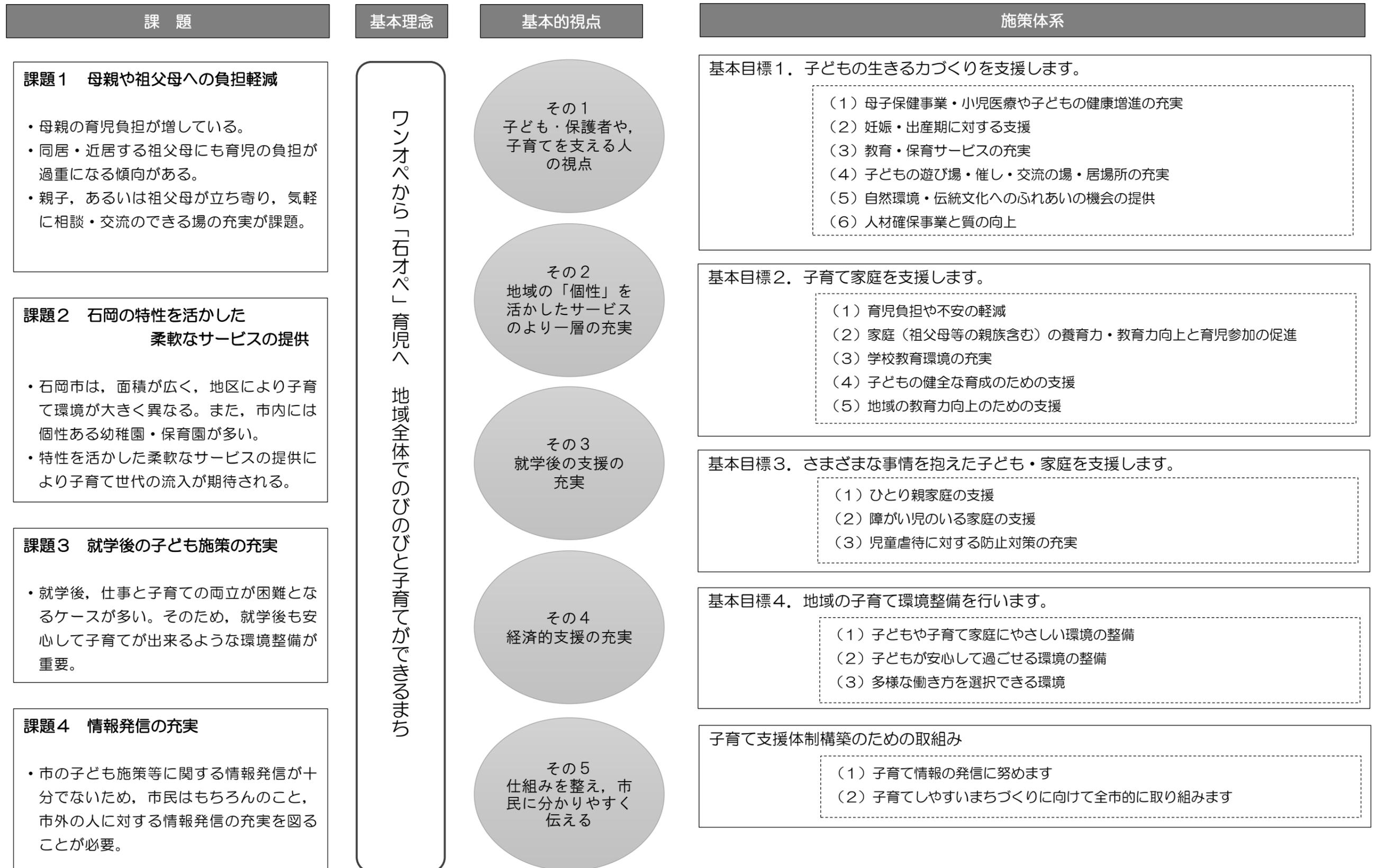
- (1) 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
- (2) 子どもが安心して過ごせる環境の整備
- (3) 多様な働き方を選択できる環境

【子育て支援体制構築のための取組み】

本市では、以下の2点に力をいれて、子育て支援体制構築のための取組みの充実を図ります。

- (1) 子育て情報の発信に努めます
- (2) 子育てしやすいまちづくりに向けて全市的に取り組みます

4 施策の体系



第 5 章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標 1 子どもの生きる力づくりを支援します。

(1) 母子保健事業・小児医療や子どもの健康増進の充実

妊娠時から出産後の母子の健康を守るため、「子育て世代包括支援センター」が今後核となり、安心して妊娠・出産ができるような環境づくりを行います。

また、乳幼児健康診査等の機会を活用して、疾病や障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、食に関する正しい情報の提供を行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
1	子育て相談	気軽に相談できる場を提供し、子育てを支援することを目的として実施します。	相談件数 900件	相談件数 900件	健康 増進課
2	子育て世代包括支援センター事業(新規)	安心して妊娠・出産できるまちを目指し、専任の母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが常駐し、健康や子育てに関する悩みなど、さまざまな相談に対応します。	2か所 (石岡保健センター1、 八郷保健センター1)	継続	健康 増進課
3	妊婦面談(新規)	妊娠届け出時に「妊婦支援質問票」を記入してもらい、コーディネーターが面談を行い、情報提供や相談を行います。援助が必要な妊婦の把握に努め、必要に応じて個別的なプランを作成します。	対象者 450人 面談者 270人	対象者 450人 面談者 270人	健康 増進課
4	乳幼児健康診査(集団)	児の発育・発達の確認を行い、疾病の早期発見、受診勧奨に努め、保護者の育児についての悩みや疑問点を軽減、解消するとともに、基本的な生活習慣を身につけられるよう育児支援することを目的として実施します。	受診率 4カ月 99.0% 1.6歳 95.0% 3歳 95.0%	受診率 4カ月 98.0% 1.6歳 97.0% 3歳 95.0%	健康 増進課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
5	健康診査後の発達 フォロー教室	発達の遅れや育児に不安や問題のある保護者に対し、親子遊び等を通じた集団指導と専門家による個別指導により、相談・指導等を行います。	参加者延べ数 (児) 集団 250人 個別 500人	参加者延べ数 (児) 集団 250人 個別 500人	健康 増進課
6	電話相談・面接相談	電話、面接での相談を随時受け付け、内容に応じて専門職等に対応します。	電話相談： 400件 面接相談： 130件	電話相談： 400件 面接相談： 130件	健康 増進課
7	乳幼児健康診査 (集団)	むし歯の早期発見・むし歯予防の意識啓発と歯磨き習慣の確立を目的に歯科診察や歯磨き指導、フッ化物塗布を実施し、むし歯のり患率の減少を図ります。	むし歯のない 3歳児の割合 85.0%	むし歯のない 3歳児の割合 90.0%	健康 増進課
8	1歳児健康相談	乳歯の生え始めの時期に、むし歯予防の意識啓発と歯磨き習慣や食習慣の確立を目的に歯磨き指導を相談と合わせて実施しています。	継続実施	継続実施	健康 増進課
9	予防接種事業	予防接種法に基づき、予防接種を実施し、接種に関する正しい知識を普及させ、適切な時期に接種が受けられるように指導します。	二種混合:88% ヒブ:95% 肺炎球菌:95% 四種混合:95% 麻しん風しん 混合:97% BCG:100% 水痘:53% 日本脳炎:78%	接種率を 100%に近づける	健康 増進課
10	こころの健康相談	こころの悩みを持つ本人および家族の相談に応じ、障がいの発見と悪化防止を図り効果的な支援を行うとともに、事業内容を周知し早期対応に努めます。	随時電話・面接・訪問 1,042人 24回	継続実施	健康 増進課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
11	健診等を活用した 栄養相談・指導	乳幼児健診や育児相談、訪問指導等の機会を利用した個別・集団指導やパンフレットの配布等による啓発を充実させ、食の大切さや食生活の改善等に対する意識啓発と発達段階に応じた食生活の促進を図ります。	継続実施	継続実施	健康 増進課
12	親と子の食事セミナー「親子クッキング」	健康で楽しい食生活を送ることができるよう、食事づくりを通して「やりたい」「できた」という気持ちを育てるとともに、食事の楽しさを学びながら、親子、親同士・子ども同士の交流を図ります。	開催回数 年4回	継続実施	健康 増進課
13	離乳食講習会	乳幼児期における食育の推進を目的として、離乳食の進め方、適切な栄養についての知識の普及と離乳食の調理実習を実施します。	開催回数 年5回	継続実施	健康 増進課
14	不妊治療費助成事業	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として、治療費の一部を助成します。また、制度や専門相談窓口の紹介等情報提供を実施します。	助成件数 延べ75件	-	健康 増進課
15	産後ケア事業 (新規)	訪問等により、産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行い、出産後も安心して子育てができる支援を行います。	宿泊型 15件 デイサービス 型 15件 アウトリーチ 型 50件	宿泊型 15件 デイサービス 型 15件 アウトリーチ 型 50件	健康 増進課
16	5歳児健康相談 (新規)	年中児を対象に児の発育・発達の確認を行い、保護者の育児を支援することを目的として実施します。	対象者数 530人 園訪問数 25園	対象者数 530人 園訪問数 25園	健康 増進課

(2) 妊娠・出産期に対する支援

安心して妊婦・出産ができるよう、妊婦の健康を確保するとともに、妊娠、出産、育児に対する不安の軽減や正しい知識の普及を図ります。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
17	マタニティスクール	妊産婦とその家族の妊娠、出産、育児に対する不安の軽減や正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦同士の仲間づくり、交流の場の提供を目的として実施します。	開催回数 24回 参加人数 290人	開催回数 24回 参加人数 290人	健康 増進課
18	妊産婦及び乳児健康診査（医療機関委託）	妊産婦及び乳児の健康管理に資するため、健康診査を医療機関に委託して実施します。	受診率 妊婦85.0% 産婦55.0% 乳児85.0%	受診率 妊婦85.0% 産婦55.0% 乳児85.0%	健康 増進課

(3) 教育・保育サービスの充実

① 保育サービス等の充実

保育サービスの充実を図ることで、保育サービスを利用したいと考える市民がスムーズに利用できるような環境づくりを行います。

また、家庭の負担を軽減するとともに、子どもを預けることができる環境を充実することで、だれもが出産、子育てしたいと考えたときに、安心して出産・子育てができる環境づくりをめざします。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
19	時間外（延長）保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する施設の拡大を図ります。	実施か所 19か所	実施か所 19か所	こども 福祉課
20	休日保育事業	日曜・祝日等に保護者が就労している児童に対し開所する休日保育を促進し、休日保育を実施する施設の維持に努めます。	実施か所 5か所	実施か所 5か所	こども 福祉課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
21	病後児保育事業	病院・保育所等に付設された専用施設等において、病気が回復しつつある子どもを預かる病後児保育を実施します。	実施か所 1か所	実施か所 1か所	こども 福祉課
22	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所（園）において、一時預かりを実施する施設の拡大を図ります。	実施か所 21か所	実施か所 21か所	こども 福祉課
23	障がい児保育事業	障がい児を受け入れる保育所等に対し補助を行い、障がい児の受け入れを実施する施設の増加を図ります。	継続実施	継続実施	こども 福祉課
24	民間保育所運営改善事業	保育園に対し、入所人数および職員数により運営費の一部の補助を行い、運営改善を図ります。	補助対象施設数 19か所	補助対象施設数 19か所	こども 福祉課
25	保育所等地域支援活動事業	すべての子育て家庭が集い交流できる地域の子育て支援活動の拠点として、保育園等の幅広い活動を促進します。	継続実施	継続実施	こども 福祉課
26	子育て支援体制整備事業	1人以上の1歳児を保育し、かつ事業に直接従事する職員として非常勤保育士を配置する民間保育所等の非常勤保育士の雇用に要する経費の補助を行い、保育園における乳児受け入れを促進します。	継続実施	継続実施	こども 福祉課
27	地域子育て支援拠点事業	乳幼児期およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う施設の維持に努めます。	公立1か所・ 私立5か所	公立1か所・ 私立5か所	こども 福祉課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
28	利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	継続実施	継続実施	こども福祉課
29	子育て短期支援事業（ショートステイ）	緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、施設等で一定期間養育・保護を行うショートステイを、近隣の児童養護施設等に委託し、需要に応えられる体制の整備を図ります。	委託か所 3か所	委託か所 3か所	こども福祉課
30	放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設、民間幼稚園及び保育所等において、保護者のニーズに合わせてクラブ数と定員の確保を図ります。	クラブ数： 26か所 定員：1,459人	クラブ数： 27か所 定員：1,600人	生涯学習課
31	放課後子ども教室推進事業（放課後子ども総合プラン）	放課後等にさまざまな体験活動を地域社会と連携して実施し、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養います。	教室数 11か所	教室数 19か所	生涯学習課
32	必要事業量の確保	認定こども園や保育所（園）との協力連携により、保育ニーズに対する必要事業量の確保に努めます。	継続実施	継続実施	こども福祉課
33	教育・保育サービスの質の確保	認定こども園や保育園の教育・保育サービスの質を確保するため、施設整備や多様な保育サービスを充実させるための支援に努めます。	継続実施	継続実施	こども福祉課

② 保育を必要とする家庭への経済的支援

保育を必要とする家庭が、安心して保育サービスを受けることができるよう、各種の経済的支援を引き続き実施します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
34	第3子以降の保育料の軽減	第3子以降の児童の保育料を支援することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。	対象児童 50人 軽減額 10,000千円	対象児童 50人 軽減額 10,000千円	こども福祉課
35	すこやか保育応援事業	就学前の子ども2人以上持つ世帯における3歳未満児の保育料を支援します。	対象児童 26人 軽減額 3,000千円	対象児童 26人 軽減額 3,000千円	こども福祉課

(4) 子どもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

① 子どもの居場所づくり

子どもが学校以外に地域の中で安心して過ごすことができるよう、児童館、児童センターと連携しながら、子どもの居場所づくりに努めます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
36	児童健全育成事業	満18歳未満の児童に健全な遊びを提供し、その心身の健康を増進して、情操を豊かにする活動を行います。	参加人数 児童館： 延べ3,200人 児童センター： 延べ3,000人	参加人数 児童館： 延べ3,200人 児童センター： 延べ3,000人	こども福祉課 児童館 児童センター
37	児童厚生施設地域交流事業	地域の児童やその保護者を対象にして、異年齢の子どもたちや親同士の交流を支援します。	参加人数 1,000人	参加人数 1,000人	こども福祉課 児童センター
38	生活困窮者の子どものための学習支援事業	低所得者等世帯の小学生や中学生を対象とした学習支援事業を実施します。勉強だけに限らず、生活や学校での悩みなどを相談も受け付けます。	実施箇所 1箇所	実施箇所 1箇所	社会福祉課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
39	公民館における各種講座・教室	子育てに関する講座や親子で参加できる教室等を開催し、知識の普及と参加者同士の交流促進を図ります。	【夏休み親子社会科教室】 5公民館実施 参加人数： 各30名（15組） 【夏休み体験教室】 3公民館実施	継続実施	中央 公民館
40	子ども会の育成と活動の活性化	各種行事および講習会の開催、指導者の育成を行い、子ども会活動の活性化を図ります。	子ども会数： 140 子ども会会員 数：3,519人	継続実施	生涯 学習課

② 子どもの自立を育む体験活動の支援

子どもの自立を育む体験活動の支援を行うため、親子での交流や地域の人との交流を深めます。また、子どもの自立を支援するため、保護者向けの交流の場などを設けます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
41	平和大使派遣事業	次世代を担う青少年を広島または長崎に派遣し、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さについて改めて考える機会を提供することで、平和に対する理解を深めることを目的とします。	長崎平和祈念式 典への参加 10人(各中学校2人)	継続実施	教育総 務課 (指導 室)
42	多世代間交流の推進	三世代交流を推進することにより、親世代と祖父母世代の子育てに対する不安や意識の相違、悩みを解消させ、地域で安心して子育てができるよう努めます。	継続実施	継続実施	こども 福祉課

(5) 自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供

子どもが自然環境・伝統文化にふれあうことができるよう、ふるさと学習などの機会を確保することで、子どもが石岡のことをより知ってもらえるような取組みを進めます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
43	ふるさと学習推進事業	「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性と社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」をふるさと教育のコンセプトとして、教育現場で活用するためのテキストを作成、活用しています。また、地域住民と協働しながら教育現場で活用することで、子どもたちが地域の一員として自覚を持てるようにします。	ふるさと学習サミット開催 (学習の成果発表)	継続実施	教育総務課 (指導室)
44	農業体験学習	各小学校において、田植えや農作物の収穫等を体験するための学童農園を設置し、管理指導者と協力しながら、農業体験学習を推進します。	14校(H30実績)	全校実施	教育総務課
45	環境学習の推進	子どもを対象に環境学習を行い、自然環境の保全意識の高揚を図る取組みを行います。また、実践型体験学習の充実に向け市民や民間団体等と連携します。	《恋瀬川探検隊》 参加人数:30人	《恋瀬川探検隊》 参加人数:35人	生活環境課
46	地域に愛着を育む取組み	小学校の「ふるさと学習」等の時間を活用し、石岡の歴史の豊かさを子どもたち自身に感じてもらうことを目的に、地域の魅力を感じる心を育てていきます。	継続実施	継続実施	文化振興課

(6) 人材確保事業と質の向上

子育てサービスに関する人材の確保を図るため、関係機関と連携しながら職員定着のための支援を行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
47	人材の確保および 質の向上等に対する 支援	認定こども園や保育園および地域子育て支援センターなどの教諭・保育士等の質を向上させるための研修に対する支援に努めます。	継続実施	継続実施	こども 福祉課
48	保育士等に対する 後方支援の充実	保育士等に対し、発達に関する知識を持ってもらうための講習や、遅れの疑いがある子どもたちとの保育の実施方法に関する相談を行います。	継続実施	継続実施	こども 福祉課

基本目標 2 子育て家庭を支援します。

(1) 育児負担や不安の軽減

育児負担や不安の軽減を図るため、児童相談所と連携しながら家庭相談事業を行います。また、子育て中の保護者に対して情報提供を図るため、子育て支援講座等を開催します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
49	家庭相談事業	児童相談所等と連携しながら、いじめや不登校、発達の遅れ等、子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、悩みを持つ家庭の相談に応じます。	相談件数 2,400件	相談件数 2,400件	こども 福祉課
50	子育て支援講座の実施	関係部署と連携しながら、子育て中の保護者を支援する講座の実施に努めます。	継続実施	継続実施	こども 福祉課

(2) 家庭（祖父母等の親族含む）の養育力・教育力向上と育児参加の促進

家庭の養育力・教育力の向上を図るため、家庭教育学級やブックスタート事業等を行います。あわせて、男性の育児参加をよりスムーズに実施するため、男性のための子育て（家事）講座などを行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
51	家庭教育学級	各小中学校および幼児教育施設において、家庭や家族のあり方などについて学習する機会を提供し、親同士の意見交換の場を設ける等の手法により、参加者の主体的な学習の場づくりを促進します。	実施回数： 160回 参加人数： 6,000人	実施回数： 170回 参加人数： 6,000人	生涯 学習課
52	ブックスタート事業	4カ月児健診の機会に、全ての赤ちゃん（対象：市内の生後4・5カ月の赤ちゃん）と保護者（対象：市内の生後4・5カ月の赤ちゃん）を対象に親子と一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら絵本を手渡します。	対象者数： 480人	対象者数： 450人	中央 図書館

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
53	各種講座・おはなし会の実施	幼児期から本を読むことの楽しさ、大切さを理解してもらうため親子参加の読み聞かせ講座おはなし会等を実施し、より多くの子育て家庭の参加促進を図ります。	実施回数 ・おはなし会 48回 ・講座 12回	実施回数 ・おはなし会 48回 ・講座 12回	中央 図書館
54	図書サービスの充実	学習拠点および情報発信基地としての図書サービスの展開と幅広い蔵書の確保を図ります。	蔵書数： 212,000冊	蔵書数： 215,000冊	中央 図書館
55	石岡市公民館講座 預かり事業（新規）	市民のニーズを把握したうえで、子育て世代の方でも公民館講座に参加しやすいよう、受講中子どもの一時的預かりを検討します。	実施公民館数 0か所	実施公民館数 5か所	中央 公民館
56	男性のための子育て（家事）講座の開催	積極的に子育てや家事に関わる意識づくりのため、男性向けの講座を開催します。	1回	2回	政策 企画課 健康 増進課

(3) 学校教育環境の充実

① 健やかな心身と個性を伸ばす学校教育の推進

健やかな心身の育成に努めるとともに、きめ細やかな学習指導により国際化社会、情報化社会に適應することができる人材の育成に取り組みます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
57	英語(外国語)指導助手事業	小中学校での英語教育の充実を図るため、英語指導助手(AET)による訪問指導を実施します。英語を「話すこと」「聞くこと」の学習を充実することで、英語の向上と、国際理解教育の推進を図ります。	英語指導助手数 14人	継続実施	教育 総務課 (指導室)
58	情報教育の推進	高度情報化社会に対応する人材を育成するため、コンピュータを活用した授業の推進による情報活用能力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校に主要5教科のデジタル教科書を配置し授業で活用 ・全小中学校にタブレット導入し、ICT機器を活用した授業の効果等を調査研究 	継続実施	教育 総務課 (指導室)
59	情報モラル教育の推進	情報モラル教育に関する授業時間の確保・充実を図り、情報化がもたらす影響やインターネットを活用する上でのマナー・モラル等についての教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット活用時に個人情報などについて説明 ・情報モラルの専門家による講習会の実施 	継続実施	教育 総務課 (指導室)
60	学校教育における性教育の充実	関係機関と連携しそれぞれの専門性を活かしながら、心と身体の成長に合わせた性教育の充実を図ります。また、同時に指導者に対する意識啓発を行いながら、学校において性別役割意識を植え付けるような慣行の見直しを行います。	全校実施	継続実施	教育 総務課 (指導室) 健康 増進課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
61	思春期健康教育事業	思春期の対象者に、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、自らの健康の保持増進や命の大切さ、将来を担う父性母性を育てることを目的に実施します。	小学校 2校 中学校 2校 高校 1校	継続実施	健康増進課
62	学校におけるいじめ防止等に対する対策	いじめの未然防止、いじめの早期発見・早期対応のため、関係機関と連携し、いじめ防止等の対策に向けた取り組みを推進します。	いじめ防止の取り組み 全校実施	継続実施	教育総務課 (指導室)
63	クラブ活動の活性化	小中学校におけるクラブ活動の活性化を図るため児童生徒数やクラブ数に応じた補助金を支給します。	小・中学校全校実施	継続実施	教育総務課

② 教育相談・支援の充実

教育相談室の活用等により、問題を抱える子どもたちに対し適切なアドバイス、支援ができるよう相談体制の強化を図ります。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
64	教育相談室へのカウンセラー配置	教育相談室にカウンセラーを配置し、子育て、学校教育に係るさまざまな悩み・相談に対し、きめ細かな対応が取れる体制を強化します。	教育カウンセラー 2人	継続実施	教育総務課 (指導室)
65	適応指導教室「あすなろ」	不登校児童生徒の解消のための活動内容の充実を図り、悩みや不安の解消に努め、在籍校への復帰を支援します。	指導員 1人 嘱託員 2人	継続実施	教育総務課 (指導室)
66	サポートチーム等地域支援システム作り推進事業	学校教育に係る解決の難しい課題に対し、地域住民や関係機関による専門機関がサポートチームを設置して対応し、問題行動の状況や背景を共有しながらその解決に努めます。	スーパーバイザー 2人	継続実施	教育総務課 (指導室)

(4) 子どもの健全な育成のための支援

① 活動支援

子どもの健全な育成を図るため、青少年の健全育成や、ひとり親支援などを行う市民活動団体の活動支援や環境浄化活動を支援します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
67	市民活動団体の活動支援	青少年の健全な育成を運動として展開する「青少年を育てる石岡市民の会」や「石岡Y・S・C（高校生会）」等の活動を支援し、事業の実施を促進します。	≪青少年を育てる石岡市民の会≫ ・少年の主張発表会 ・あいさつ・声かけ運動 ・視察研修 ・家庭の日絵画・ポスターコンクール ≪石岡YSC≫ ・野外訓練活動5名 ・子ども会関連事業サポート	継続実施	生涯学習課
		青少年の非行防止・健全育成・子育て支援など地域に根ざした活動を行う「石岡市更生保護女性の会」を支援します。	≪更生保護女性の会≫ みんなのひろば利用者数 280人	≪更生保護女性の会≫ みんなのひろば利用者数 300人	秘書 広聴課
		母子ならびに寡婦家庭等の福祉の増進を図るために活動する「石岡市母子寡婦福祉会」の活動を支援します。	母子寡婦福祉会 52人	母子寡婦福祉会 52人	こども福祉課
68	環境浄化活動	青少年が暴力情報、性的情報等の違法・有害情報を容易に入手することがないように、事業者への働きかけと啓発活動を推進します。	月5回 (5回のうち1回は早朝街頭指導)	月5回 (5回のうち2回は早朝街頭指導)	生涯学習課

② 経済的な支援

子どもの健全な育成を図るため、医療費の助成や子育て世帯・新婚世帯向けの家賃助成を図ることで、子育て世帯の負担を軽減します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
69	医療福祉費単独事業(中学生・高校生外来)	中学生～高校生相当年齢(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の外来診療等について医療費の助成をします。(※高校生は令和元年10月から)	対象人数 3,500人	継続実施	保険 年金課
70	医療福祉費単独事業(小児医療福祉費県補助非該当者)	小児医療福祉費で県補助非該当者に対し入院・外来等について医療費の助成をします。	対象人数 350人	継続実施	保険 年金課
71	国保加入者・出産育児一時金	国保加入者で子どもが生まれた人に対する出産育児一時金について、支給金額の拡充を図ります。	80件	継続実施	保険 年金課
72	子育て世帯・新婚世帯家賃助成事業	子育て世帯・新婚世帯に対して経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として家賃助成を行います。	認定件数 210件	認定件数 210件	こども 福祉課
73	チャイルドシート購入補助事業	乳幼児の交通安全対策および健全育成支援を図るためチャイルドシートの購入に要する経費の一部に補助金を交付し、子育て世代の負担の軽減を図るとともに次代を担う幼い子どもを交通事故から守ります。補助金の額は、1台につき5,000円を上限とします。	200件	200件/年	まち づくり 協働課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
74	子育てクーポン給付事業	新生児の保護者に対し、子育てクーポンを発行します。子育てに必要な紙おむつ等と交換することにより、子育て費用の負担軽減を図るとともに、クーポン発行時に子どもの見守りをするこゝで、児童虐待等の早期発見を図ります。	給付対象 800人	給付対象 800人	こども福祉課
75	児童手当支給	中学校修了までの市内に住所を有する児童のうち、家庭等における生活の安定とともに、児童の健やかな成長を目的として、その保護者に児童手当を支給します。	受給者数 4,600人	受給者数 4,600人	こども福祉課
76	交通遺児育英基金	小中学校に在学する児童・生徒に対し、育英助成を推進します。	継続実施	継続実施	まちづくり協働課

(5) 地域の教育力向上のための支援

地域の教育力の向上を図るため、訪問型家庭教育事業等を行います。また、放課後や休日等において、子どもの成長の場を提供するため、スポーツ団体の育成や各種スポーツ大会の開催を支援します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
77	訪問型家庭教育 (新規)	家庭教育支援員による子育てに関する相談体制の充実と家庭教育に関する情報の提供を個別ケースに応じた柔軟な手法で取り組みます。	支援対象家庭 10家庭	支援対象家庭 20家庭	生涯学習課
78	社会体育団体活動 支援事業	体育協会加盟団体およびスポーツ少年団の育成を図りながら各種スポーツ大会等の開催を促進し、市民の体力づくりと健康増進を図ります。	120団体	120団体	スポーツ振興課

基本目標 3 さまざまな事情を抱えた子ども・家庭を支援します。

(1) ひとり親家庭の支援

① ひとり親家庭等の自立促進

ひとり親の自立を促進するため、特に自立することに困難なことの多い母子・父子家庭に対しての相談事業などを実施します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
79	母子・父子自立支援事業	母子家庭等の親の自立に向け、母子・父子自立支援員を確保しながら、生活全般にわたるきめ細やかな相談・指導を図ります。	相談員数 1名	相談員数 1名	こども福祉課

② 経済的な支援

ひとり親に対して経済的な支援を行うため、児童扶養手当や医療費の助成を行います。あわせて、学用品などが円滑に調達できるよう、小学校入学時に祝い金を交付します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
80	児童扶養手当支給	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳以下の子どもが育成されるよう制度の周知により、家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。	認定者数 800人 受給者数 600人	認定者数 800人 受給者数 600人	こども福祉課
81	母子・父子家庭医療費助成	ひとり親家庭の親と子どもに対する医療費の助成について、安心して医療にかかれるよう、制度の周知により対象者の利用を促進します。	対象人数 1,605人	継続実施	保険年金課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
82	母子福祉資金	20歳未満の児童のいる母子家庭に対し、事業開始資金や修学資金などを無利子または低利で融資する制度について、制度の周知により対象者の利用促進を図ります。	貸付件数 15件	貸付件数 15件	こども福祉課
83	小学校入学祝品給付事業	小学校に入学する児童に対し、入学祝品として、ランドセルを給付することで、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	申請者数：540人を見込む	継続実施	教育総務課
84	母子父子世帯入学祝品支給事業	母子父子世帯を対象に小学校入学時に茨城県および石岡市の母子寡婦会より祝品を支給します。	支給件数 15件	支給件数 15件	こども福祉課
85	高等職業訓練促進給付事業	母子家庭または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合に、就業期間中の生活の負担軽減のため、給付金を支給します。	給付件数：5件	給付件数：5件	こども福祉課
86	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付事業	高等学校卒業資格のないひとり親家庭の親及び20歳未満の子に対して、指定された講座の受講に関する費用の一部を助成します。	給付件数：5件	給付件数：5件	こども福祉課

(2) 障がい児のいる家庭の支援

① 障がい児のいる家庭支援

障がい児が地域社会において、より円滑に共生していくために、通所給付事業や療育事業を実施します。

あわせて、障がい児の保護者が、円滑に就職できるよう、日中一時支援事業などを行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
87	障がい児通所給付事業	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	事業所数 継続実施 利用人数 97人 利用件数 1,374件	事業所数 継続実施 利用人数 97人 利用件数 1,374件	社会 福祉課
88	日中一時支援事業	障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の親の就労支援と一時的な休息の確保を図ります。	事業所数 継続実施 利用人数 102人 利用件数 1,685件	事業所数 継続実施 利用人数 102人 利用件数 1,685件	社会 福祉課
89	団体に対する活動補助	障がい者（児）団体の自主的な活動を支援し、補助金を助成します。	助成件数 2件	助成件数 2件	社会 福祉課
90	療育指導事業	各種子育て支援事業および福祉サービス等が地域の実情により児童および保護者の心身の状況や環境等に応じて提供されるよう、当該児童を養育するために最も適切な支援体制を構築します。	要保護児童対策 地域協議会 代表者 1名 実務者会議 3回 個別検討会議 随時 支援予定者数 50人	要保護児童対策 地域協議会 代表者 1名 実務者会議 3回 個別検討会議 随時 支援予定者数 50人	こども 福祉課 健康 増進課 社会 福祉課 教育 総務課 (指導室)
91	障がい児の早期発見・早期対応（母子保健事業および教育・保育の場の活用）	教育・保育の現場においても、障がいの疑いのある子どもたちについて常に状況を把握し、家庭や専門家との連携により、必要に応じた早期の対処に努めます。	継続実施	継続実施	こども 福祉課 教育 総務課 (指導室)
92	重度障がい者等日常生活用具給付事業	自力で日常生活を営むことが困難な身体障がい児に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行う制度について周知を図るとともに、対象者の積極的な利用の促進を図ります。	給付件数 14件	給付件数 14件	社会 福祉課

② 障がい児等の教育支援

障がいの早期の発見に努め、障がいのある子どもの能力発達上の課題、障がいの状況等を十分把握することにより、一人ひとりの個性に応じた適切な指導やきめ細かな対応がとれる体制づくりを推進します。また、保健センターの健診を活用し障がいの早期発見・早期対応に努めます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
93	ひまわり教室	3歳児から就学前の幼児を対象に、障がい幼児教育相談員によるきめ細かな相談・指導を行うため、相談体制や相談機会の拡充を図ります。	相談員 1人	継続実施	教育 総務課 (指導室)
94	教育支援委員会	学齢に達する幼児および児童生徒を対象に、調査の充実により特別な教育的支援を要する児童生徒の把握に努め、早期からの適正な教育支援を図ります。	委員数 15人	継続実施	教育 総務課 (指導室)
95	教育活動指導員 配置	小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を要する児童生徒の学校生活をサポートし、きめ細かな対応が取れる体制を整備します。	配置校 22校 特別支援教育支援員 55人	継続実施	教育 総務課 (指導室)
96	LD・ADHD・自閉症等への対応	教職員の理解の促進を図り、子ども一人ひとりの実態を把握しながら、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、自閉症等に対し、適切に対応できる体制の整備を推進します。	相談支援ファイルの活用 個別の教育支援計画の活用(全校) 特別支援教育コーディネーター研修会の実施	継続実施	教育 総務課 (指導室)
97	障がい児の早期発見・早期対応	教育・保育の現場においても、障がいの疑いのある子どもたちについて常に状況を把握し、家庭や専門家との連携により、必要に応じた早期の対処に努めます。	継続実施	継続実施	こども 福祉課 教育 総務課 (指導室)

③ 経済的な支援

障がいのある子どもと、その保護者が地域社会の中で安心して暮らしていくことが出来るよう、特別児童扶養手当などの経済的な支援を行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
98	特別児童扶養手当	障がいを有する児童を養育している父母または養育者に対し支給する制度について、積極的な周知を図り、自発的な相談・申請を促進します。	給付人数 100人	給付人数 100人	社会 福祉課
99	心身障がい者扶養共済制度	保護者の死亡後の心身障がい者に年金を支給するための共済制度について、制度の積極的な周知を図り、加入者の増加に努めます。心身障がい者の保護者が掛け金を拠出し、その保護者に万一のことがあった場合、心身障がい者に対し終身年金を支給する相互扶助制度となります。	加入件数 1人	加入件数 1人	社会 福祉課
100	障がい児福祉手当	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に対し支給する制度について、積極的な周知を図り、自発的な相談・申請を促進します。	支給件数 25人	支給件数 25人	社会 福祉課
101	在宅心身障がい児福祉手当	満20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に対して支給されます。	支給件数 80人	支給件数 80人	社会 福祉課
102	重度障がい児住宅リフォーム助成金交付事業	重度の身体障がい児の家庭生活を送りやすくするための住宅の一部改良に対し費用の一部を助成する制度について、周知を図るとともに、対象者の積極的な利用の促進を図ります。	助成件数 3件	助成件数 3件	社会 福祉課

(3) 児童虐待に対する防止対策の充実

児童虐待などにより、子どもの人権と権利が阻害されないよう、児童虐待の予防と早期発見などに努めるとともに、虐待が発生した場合には早急に関係機関と連携して対応します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
103	児童虐待の防止対策の周知	児童虐待の早期発見・防止に向けて、相談体制を整備するとともに、広報やホームページを利用し、通報義務を周知します。また、関係機関との連携を強化していきます。	オレンジリボン たすきリレー 年1回	オレンジリボン たすきリレー 年1回	こども 福祉課
89	療育指導事業 (再掲)	各種子育て支援事業および福祉サービス等が地域の実情により児童および保護者の心身の状況や環境等に応じて提供されるよう、当該児童を養育するために最も適切な支援体制を構築します。	要保護児童対策 地域協議会 代表者 1名 実務者会議 3回 個別検討会議 随時 支援予定者数 50人	要保護児童対策 地域協議会 代表者 1名 実務者会議 3回 個別検討会議 随時 支援予定者数 50人	こども 福祉課 健康 増進課 社会 福祉課 教育 総務課 (指導 室)
104	児童虐待の発生 予防・早期発見 (母子保健事業 の活用)	関係機関と連携しながら家庭訪問・各種健診・相談等の母子保健事業において、身体状況や親子のかかわりの観察等により虐待の早期発見につなげる体制を整備し、予防と早期発見に努めます。	継続実施	継続実施	健康 増進課 こども 福祉課

基本目標 4 地域の子育て環境整備を行います。

(1) 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備

子どもや子育て家庭にやさしい環境をより充実するため、子どもの遊び場の適切な管理や赤ちゃんの駅整備事業などを行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
105	赤ちゃんの駅の整備・促進	子育て中の親子が安心して利用できるオムツ替えやベビーカーを備えたトイレの整備を推進し、子育て世帯にやさしい環境づくりを進めます。	設置か所 33か所	設置か所 33か所	こども福祉課
106	子どもの遊び場維持管理事業	市内の神社の境内などに滑り台や鉄棒等を設置して、子どもが利用できる遊び場の整備・維持管理を図ります。	遊び場数 4か所	遊び場数 4か所	こども福祉課
107	公園の整備・維持管理	誰でも手軽に利用できる都市公園の環境整備を図り、公園利用者が安全で快適に利用できるよう除草・清掃や遊具の点検などの維持管理を行います。	《管理施設数》 柏原池公園他 35か所	《管理施設数》 柏原池公園他 35か所	都市計画課
108	公共施設の開放	公民館、児童館（園庭含む）、児童センター、コミュニティセンターなど開放を実施する公共施設の活用を図り、親子が気軽に集い、遊ぶことのできる居場所づくりを進めます。	【中央公民館】 中央・府中・東・国府・城南地区 公民館・小幡・葦穂・恋瀬・瓦会・園部・林・小桜公民館 【児童室の解放】東・城南	継続実施	中央公民館 こども福祉課 まちづくり協働課
119	地域遊び場充実事業	市内の身近な場所で子どもと一緒に過ごすことができるよう、市内の遊び場マップを保護者に配布します。	遊び場マップの配布	遊び場マップの配布	都市計画課

(2) 子どもが安心して過ごせる環境の整備

子どもが安心して過ごすことができる環境を整備するため、防犯灯の設置や交通安全施設の整備などによる安全性の向上を図ります。また、地域の中で子どもの見守りなどを支援するボランティア団体の育成・支援を行います。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
110	街路灯の設置	市道で交通安全上または通学路で危険な箇所に街路灯を設置し通行の安全性を確保します。	1,651灯	1,670灯	まちづくり協働課
111	交通安全教室の実施	関係機関と連携し、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の児童を対象とした交通安全教室を開催し、特に小さな時期からの交通安全意識の醸成を図ります。	実施件数の増加	実施件数の増加	まちづくり協働課
112	エンゼル・パトロール	制度の周知によりボランティア会員を増やししながら、ボランティア会員により地域の見守り活動を行う「エンゼル・パトロール」の活動を推進し、地域との連帯を強化して犯罪の予防効果を高めます。	900人	930人	まちづくり協働課
113	防犯灯の設置	地域防犯対策の一つとして地区代表者の申請により生活道路や通学路等への防犯灯の設置補助を行い、新規の防犯灯設置を推進して治安維持に努めます。（LED灯化の推進）	継続実施	継続実施	まちづくり協働課
114	チャイルドシート・リサイクル品貸出事業	家庭等で不用となった再利用可能なチャイルドシートを市が無償で譲り受け、チャイルドシートを必要とする者に無償で貸し出しすることにより子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに次代を担う幼い子を交通事故から守ります。	50件／年	50件／年	まちづくり協働課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
115	子どもを守る 110番の家	地域の協力を得ながら通学路を中心に「子どもを守る110番の家」を指定し、子どもの保護と警察への通報を行います。	協力件数： 993件	継続実施	生涯 学習課
116	交通安全施設整備	市内全域において、歩道新設や既存歩道の改築、防護柵及び区画線の設置等を推進し、安全・安心な歩行空間の構築を図ります。	整備延長： 29,000m	整備延長： 30,000m	道路 建設課
117	子育てサークルとの連携・協力	子どもを持つ家庭や世代間交流を行う団体との連携・協力を図り、活動場所の提供や活動内容を周知するなど、子育てサークルの主体的な活動を支援します。	継続実施	継続実施	こども 福祉課
118	ボランティア活動促進事業	活動内容の周知や参加の呼びかけ、活動の場や情報提供などにより、ボランティア団体の育成・支援を行い、活動の活性化を図ります。	実施団体： 6団体 会員数： 82人	実施団体： 6団体 会員数： 82人	社会 福祉課

(3) 多様な働き方を選択できる環境

だれもが安心して子育てができるようにするためには、すべての保護者が多様な働き方の選択ができるようにすることが大切です。特に父親が子育てに参加しやすくなるよう、各種講座を開催するとともに、事業者とも連携しながら、多様な働き方を選ぶことができるようにすることが必要です。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
119	男女共同参画セミナーの開催（さわやかハーモニーセミナー）	市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催します。	実施回数：2回	実施回数：2回	政策 企画課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
120	小中学校への出前講座	小中学校に対し、男女共同参画についての出前講座を実施し、男女の共同参画に関する意識づくりを行います	実施校：3校	実施校：3校	政策企画課
121	おやじの会の促進	P T Aと連携しながら、子どもとともに地域活動を行う「おやじの会」の育成・支援をし、父親の育児および地域活動参加を促進します。	実施校：6校 会員数：350人	実施校：6校 会員数：350人	生涯学習課 各小中学校
122	働き方の見直し	父親母親の双方がその特性を生かして子育てや家事に携わることができるように、市内の各事業所とも連携して、働き方や子育てについて考え、行動できるよう啓発活動を進めます。	継続実施	継続実施	こども福祉課 政策企画課
123	就労に関する情報提供	母子家庭の母の就業を促進するため、県や関係機関との連携を強化し、母子家庭の就労に関する情報提供と雇用や職業訓練等に関する情報提供をします。	就労相談件数 200件	就労相談件数 200件	こども福祉課

子育て支援体制構築のための取組み

(1) 子育て情報の発信に努めます

だれもが石岡市の子育て情報に気軽にアクセスできるよう、ホームページの充実や広報・パンフレットの充実を図ることで、子育て情報の発信に努めます。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
124	家庭教育ブックの配布	子育てやしつけについてわかりやすく解説した「家庭教育ブック」を配布します。	配布対象者： 504人	配布対象者： 480人	生涯 学習課
125	子育てガイドブックの作成・配布	子育てガイドブックを市民との協働により作成します。また、転入者や子育てを始めたばかりの人などへの情報を提供し、子育て中の親同士や親と地域とつながる環境づくりを進めます。	随時配布	随時配布	こども 福祉課
126	石岡市子育て応援ポータルサイト「てとて」の充実	内容の充実 スマホ、iPadなどでの閲覧への対応	随時更新	随時更新	こども 福祉課 秘書広 聴課 健康増 進課

(2) 子育てしやすいまちづくりに向けて全市的に取り組めます

石岡市が子育てしやすいまちになっていけるよう、子育て応援企業への情報提供や、一般事業主行動計画の策定を促進します。

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
127	一般事業主行動計画の情報提供	市内企業で策定した一般事業主行動計画等の情報をホームページ等に掲載し、子ども・子育てへの理解を促進します。	継続実施	継続実施	こども 福祉課

No.	事業名	概要	基準値 (令和元年度)	目標指標 (令和6年度)	担当課
128	子育て応援企業等の情報提供	仕事と生活の調和や子育て支援に取り組む企業や民間団体の情報を提供します。	継続実施	継続実施	こども福祉課
129	子どもの森整備推進事業	地域全体の子育てを支援する機能と、子どもたちが地域の大人たちとも交流し、のびのびと遊べるなど、子育ての源となる機能を有する施設を整備します。	必要機能、整備候補地の決定	計画期間中に施設の供用開始を目指す	こども福祉課

第 6 章 子ども・子育て支援のための事業

1 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計

(1) 量の見込みの基本的な考え方

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては，就学前児童及び就学児の保護者を対象としたニーズ量調査の結果を踏まえつつ，過去 5 年間の実績値も参考にしながら，過去 5 年間の「利用率」を求めた上で，今後の利用率の変化の方向を検討しながら設定しました。

(2) 市の将来人口の推計について

市の将来人口は，既存の市の人口推計結果を踏まえつつ，本計画が年齢別の子ども的人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し，改めて 1 歳階級別コーホート要因法による将来人口推計を行いました。

2 教育・保育の提供区域

(1) 国の区域設定の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針では，市が区域設定する場合，以下の方針が示されています。

市町村は，地理的条件，人口，交通事情その他の社会的条件，現在の教育・保育の利用状況，教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して，小学校区単位，中学校区単位，行政区単位等，地域の実情に応じて，保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。

また，教育・保育提供区域は，地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となります。

(2) 本市の区域設定の考え方

本市の場合，教育・保育の提供区域の設定にあたっては，本市の面積が非常に広い反面，特徴ある教育・保育サービスを提供している事業者が多い特性を考慮し，市民が市内の全ての幼稚園，子ども園等を選択できるようにします。

市内の提供区域を 1 つにすることで，例えば市外から移住してきた人が，環境に優れた地域に居住しながら，市街地近くの教育・保育サービスを受けることが選択できるようになるなど，本市の魅力がより高まることが期待されます。

3 施設型給付事業および地域型保育給付事業

【事業の概要】

施設型給付の対象事業は、「幼稚園」「保育所（園）」「認定こども園」となります。
また、地域型保育給付の対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」
「事業所内保育」が対象となります。

（１）教育（１号認定）の量の見込み/認定こども園・幼稚園

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	563	563	549	523	505
確保の内容	597	522	522	522	522
差	34	-41	-27	-1	17

〈確保の方策〉

令和2年度の1号認定は供給量が需要量を上回っていますが、八郷地区で1か所の幼稚園において、令和2年度に閉園が見込まれているため、その後の需要に応じた確保の方策が必要となっています。

（２）保育（２号認定）の量の見込み/認定こども園・保育所等

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	919	919	897	855	826
確保の内容	1,108	1,108	1,108	1,108	1,108
差	189	190	213	256	286

〈確保の方策〉

2号認定は、供給量が需要量を上回っていますが、3号認定の供給量確保に関連して供給を追加することがあります。

(3) 保育（3号認定）の量の見込み/保育所等

① 0歳 (単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	84	103	121	139	156
確保の内容	157	157	157	157	157
差	73	54	36	18	1

② 1歳 (単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	204	207	220	231	244
確保の内容	242	242	242	242	242
差	38	35	22	11	-2

③ 2歳 (単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	254	275	277	294	308
確保の内容	313	313	313	313	313
差	59	38	36	19	5

〈確保の方策〉

3号認定は、当面は供給量が需要量を上回りますが、近年人口に対する保育認定率は伸びています。子どもの人数は減少傾向ですが保育認定の人数が増加する可能性があります。その場合には新規需要への対応が必要となります。

4 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

(1) 利用者支援事業

【事業の概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保の内容	3	3	3	3	3
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

市内ですでに基本型，特定型，母子保健型1カ所ずつ実施しているため，供給量の追加は行いません。

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し，子育てについての相談，情報の提供，助言等を行う事業です。

(単位：箇所)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	7	7	7	7	7
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

市内の中学校区が5カ所であることを考慮し，供給量の追加は行いません。

(3) 妊婦に関する健康診査

【事業の概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測、および保健指導を実施します。

また、妊娠期間中の時期に必要な応じて医学的な検査を実施します。

(単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	421	412	403	397	390
確保の内容	421	412	403	397	390
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

対象者全員への提供が可能な体制とします。なお、対象者の受診漏れを防ぐよう、広報活動を強化します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

(単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	421	412	403	397	390
確保の内容	421	412	403	397	390
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

対象者全員への提供が可能な体制とするため、必要な保健師の確保を図ります。

(5) 養育支援訪問事業等

【事業の概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の支援を確保します。

(単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	421	412	403	397	390
確保の内容	421	412	403	397	390
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

子育てに困難を覚える保護者などに対して十分な提供ができるよう、必要量を確保します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業の概要】

児童の保護者が疾病、出産、看護、災害、事故、出張、学校などへの公的な行事への参加などの理由により、お子さんの養育が一時的に困難になり、他に養育する人がいないお子さんをお預かりします。

(単位：人)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	7	7	7	7	7
確保の内容	21	21	21	21	21
差	14	14	14	14	14

〈確保の方策〉

市内には施設がないため、引き続き市外での確保を図ります。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業の概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する人と、当該援助を希望する人の相互援助活動を行う事業です。

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保の内容	200	200	200	200	200
差	0	0	0	0	0

〈確保の方策〉

石岡市社会福祉協議会が実施する「在宅福祉サービス」により事業量を確保します。

(8) 一時預かり事業

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、保育所（園）、認定こども園、その他の場所で預かる事業です。

① 幼稚園型

（単位：人日）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	22,348	22,326	21,796	20,785	20,074
確保の内容	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
差	17,652	17,674	18,204	19,215	19,926

〈確保の方策〉

現時点では需要を満たしているため、新たな供給量の追加は行いません。

② 幼稚園型以外

(単位：人日)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	2,115	1,938	1,843	1,835	1,837
確保の内容	2,437	2,437	2,437	2,437	2,437
差	322	499	594	602	600

〈確保の方策〉

現時点では需要を満たしているため、新たな供給量の追加は行いません。

(9) 延長保育事業

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日および利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

(単位：人日)

区 分	令和2年 度	令和3年 度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	19,004	19,196	19,021	18,758	18,651
確保の内容	19,839	19,839	19,839	19,839	19,839
差	835	643	818	1,081	1,188

〈確保の方策〉

人日的には需要を満たしていますが、延長時間等で今後二ーズの拡大等があった場合には、事業の拡大を図ります。

(10) 病後児保育事業

【事業の概要】

児童の病気が回復期にあり、かつ集団保育が困難な時期において、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

(単位：人日)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	290	290	290	290	290
差	280	280	280	280	280
箇所数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

〈確保の方策〉

関係医療機関と連携しながら、引き続き需要に対応していきます。

(11) 新・放課後子どもプラン

① 放課後児童健全育成事業

【事業の概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校の余裕教室、児童クラブ専用施設等を利用して、遊びを主とした児童の健全育成及び適切な生活指導を行い、児童の福祉の向上を図る事業です。

放課後児童クラブの量の見込み及び目標整備量 (単位：人・箇所)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（利用児童数）	1,127	1,125	1,169	1,172	1,185
目標整備量（定員）	1,473	1,513	1,513	1,513	1,513
目標整備量（実施箇所）	26	27	27	27	27
全校児童数（見込み）	3,227	3,128	3,158	3,079	3,029

* 小学校の統合再編によって整備量は変動する可能性があります

〈確保の方策〉

本市では、公立小学校全校で児童クラブを開設し、小学校1年生から6年生までの全学年を受け入れています。また、認定こども園7か所においても民間の児童クラブが開設されております。

今後、小学校の統合再編を踏まえた整理統合を検討しつつも、公立小学校及び認定こども園において、保護者のニーズがあり、事業の実施体制が整備されている場合は、補助制度等を活用し、事業の拡大を図ります。

② 放課後子ども教室推進事業

【事業の概要】

すべての児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域連携し、子どもたちが学習やささまざまな体験・交流活動を実施することで、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む事業です。放課後児童クラブと一体的に実施します。

放課後子ども教室の実施計画

(単位：校)

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
実施小学校数	19	19	19	19	19
一体的な実施校数	19	19	19	19	19

※全校実施が基本ですが、小学校の統合再編によって校数が変動する可能性があります。

③ 新・放課後子ども総合プランにおける各種方策

項目	令和6年度までの目標事業量・整備計画等
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施に関する具体的な方策	令和6年度までに民間委託等を活用し、放課後子ども教室を全校で実施するとともに、放課後児童クラブと一体的に実施します。 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の担当者が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう打合せを実施し、小学校と情報共有を図ります。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会の担当者が個別に小学校を訪問し、学校関係者に放課後対策の必要性、意義等について説明を行い、理解を促すことで学校の余裕教室等を必要に応じて最大限活用します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	子ども・子育て会議、子ども・子育て支援対策連絡会議、放課後子どもプラン運営委員会を活用し、情報共有を図り、総合的な放課後対策について協議を行います。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	児童の個々の状況を踏まえ、学校関係者や保護者等と連携して個別的に支援を行います。 また、支援員の研修も定期的実施し、支援員の資質向上によって受入態勢を確保します。 一方で、児童に対しては障がいへの理解を深め、共助の意識が醸成されるよう支援していきます。
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み	保護者のニーズを踏まえつつ、学校休業日における開所時間の前倒し、授業日・学校休業日における閉所時間の延長に向けた検討・調整を進めます。

項目	令和6年度までの目標事業量・整備計画等
<p>放課後児童クラブが子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負うことを踏まえ、児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る方策</p>	<p>学習や読書、玩具による遊び等について、子どもの自主性・主体性を尊重した支援を行います。 また、低学年から高学年まで幅広い学年の児童がいることを踏まえ、学年を踏まえた役割分担等を支援し、社会性を育みます。</p>
<p>放課後児童クラブの育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を徹底させるための方策</p>	<p>ホームページを活用し、保護者や地域住民への適切な情報提供を実施すると共に、公開保育の実施等について検討します。</p>

第 7 章 計画の推進

1 計画の推進体制

「第 2 期石岡市子ども・子育て支援プラン」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握し、子ども・子育て会議との連携により事業の実施状況を見なしながら、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、時代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、労働など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援プラン策定に当たり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況等を把握、点検し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりを持っていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、自治会、主任児童委員、民生児童委員、母子保健推進員、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが協力して地域での子育て支援を推進します。

(4) 市民、企業に対する普及、啓発

少子高齢化や核家族化の進展の中で、社会全体で子育て支援することが、ますます重要となってきています。そのため子育て支援策についての情報提供に努めるとともに、地域や企業に対しての子育て支援への理解、協力を求めます。

また、一定の規模の企業に義務づけられている事業主行動計画策定の推進を図ります。

2 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけの中で社会の一員として必要な基本的な生活習慣や社会的規範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家事や子育てにおいて、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識を持つことが必要です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支える風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちと関わりを持ち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 保育所や学校などの役割

保育所（園）、幼稚園、学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団の中で生活する上での基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と充分連携をとりながら、多様な体験の機会を提供するなどして、「生きる力」を育むことが必要です。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性、家族が協力して子育てを行うことの意義などを学ばせ、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本プランの確実な推進を行うため、地域、企業等の理解を得、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、市民に対して子育ての大切さ、支援の重要性等を広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況および進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

3 計画の進行管理

本プランの進行状況の管理および実施状況の点検については、毎年行い、その進捗状況を正確に把握し、広報等で住民にお知らせします。

また、住民からの意見、要望などについては、今後の取組みに反映していきます。

なお、計画の最終年度においては、全体の見直しを行い、計画期間以降の事業実施に反映させていきます。